

## 平成28年第3回せたな町議会定例会 第1号

平成28年9月26日（水曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 1号 専決処分の承認について（平成28年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第1号））
- 7 承認第 2号 専決処分の承認について（平成28年度せたな町一般会計補正予算（第4号））
- 8 承認第 3号 専決処分の承認について（平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））
- 9 承認第 4号 専決処分の承認について（平成28年度営農用水道等事業特別会計補正予算（第1号））
- 10 承認第 5号 専決処分の承認について（平成28年度せたな町病院事業会計補正予算（第1号））
- 11 議案第 9号 せたな町妊産婦医療費の助成に関する条例について
- 12 議案第 1号 平成28年度せたな町一般会計補正予算（第5号）
- 13 議案第 2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第 3号 平成28年度せたな町介護保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第 4号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第 5号 平成28年度営農用水道等事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第 6号 平成28年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 18 議案第 7号 平成28年度せたな町病院事業会計補正予算（第2号）
- 19 議案第 8号 せたな町法務専門調査員の任用等に関する条例について
- 20 議案第10号 せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第11号 せたな町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例について
- 22 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 23 報告第 1号 平成27年度健全化判断比率の報告について
- 24 報告第 2号 平成27年度公営企業資金不足比率の報告について
- 25 認定第 1号 平成27年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 26 認定第 2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 27 認定第 3号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

- 28 認定第 4号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 29 認定第 5号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 30 認定第 6号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 31 認定第 7号 平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 32 認定第 8号 平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 33 認定第 9号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 34 認定第10号 平成27年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 35 認定第11号 平成27年度せたな町病院事業会計決算について
- 36 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 37 意見書案第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書
- 38 意見書案第3号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書
- 39 意見書案第4号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める意見書
- 40 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君  | 2番 神田和浩君  |
| 3番 江上恭司君  | 4番 本多浩君   |
| 5番 石原広務君  | 6番 梶田道廣君  |
| 7番 大湯圓郷君  | 8番 真柄克紀君  |
| 9番 平澤等君   | 10番 大野一男君 |
| 11番 熊野主税君 | 12番 菅原義幸君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君	
教育委員会委員長 田井重久君	
農業委員会会長 原田喜博君	
選挙管理委員会委員長 大坪観誠君	
代表監査委員 残間正君	

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

- (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君	
-----------	--

総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	西村	晋悟	君
財政課長	佐々木	正則	君
税務課長	樋口	靖	君
町民児童課長	吉崎	照人	君
保健福祉課長	福士	裕継	君
農務課長	佐藤	英美	君
水産林務課長	松村	悟	君
建設水道課長	丹羽	優	君
出納室長	関	功悦	君
国保病院事務局長	横川	忍	君
総務課長補佐	高橋	純	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世紀	君
財政課長補佐	神田	昌	君
税務課長補佐	佐々木	正人	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由美	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
保健福祉課長補佐	西田	良子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬二	君
水産林務課長補佐	八木	忠義	君
建設水道課長補佐	松本	健裕	君
建設水道課長補佐	平田	大輔	君
国保病院事務局次長	中川	讓	君
まちづくり推進課主幹	吉田	有哉	君
財政課主幹	黒澤	美知子	君
農務課主幹	河原	泰平	君
地域包括支援センター所長	長内	京	君
農業センター副所長	沼口	英樹	君
大成水産種苗育成センター主幹	栄田	武志	君
建設水道課主幹	久津間	智	君
建設水道課主幹	上田	一男	君
国保病院事務局主幹	伊勢	千佳子	君
総務係長	小林	和仁	君
財政係長	尾野	裕也	君
経理入札係長	小林	朱央	君
徴収係長	伊瀬	亮	君
国保医療係長	中山	康春	君

農 政 係 長 長 内 解 人 君  
出 納 係 長 山 川 彩 子 君

《大成総合支所》

支 所 長 佐 野 英 也 君  
次 長 沖 崎 孝 純 君  
次 長 萩 原 勝 幸 君  
主 幹 谷 川 一 志 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長 中 村 良 則 君  
次 長 濱 口 喜 秋 君  
主 幹 増 田 和 彦 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成 田 円 裕 君  
教育委員会事務局長 高 田 威 君  
教育委員会事務局長次長 上 野 朋 広 君  
教育委員会事務局長次長 杉 村 彰 君  
瀬棚教育事務所長 三 浦 孝 史 君  
大成教育事務所長 杉 村 輝 明 君  
総 務 係 長 近 藤 智 博 君  
社 会 教 育 係 長 奥 村 大 樹 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 小 板 橋 司 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君  
書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 横 川 洋 二 君  
事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 横 川 洋 二 君  
事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君  
事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、平成28年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、4番、本多浩議員、5番、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4点の行政報告をさせていただきます。

まず台風第10号による被害状況について報告申し上げます。

まずもって、この度の台風により被災されました方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

今回の台風による被害状況等につきましては、去る9月7日開催の議会全員協議会において説

明させていただきましたが、その後における被害状況や被害金額につきまして、概ねまとめましたのでご報告いたします。詳細はお手元の資料になりますが、①人的被害は軽傷者1名の報告でありました。②住家被害では、一部破損43棟で1,183万6,000円の被害、③非住家被害では、全壊、半壊合わせて112棟で3,590万円の被害、④農業被害では、農地、農作物、営農施設など含めまして、4億7,789万9,000円の被害となっております。⑤土木被害では、78か所で5,034万7,000円の被害、⑥水産被害では、10か所で825万8,000円の被害、⑦林業被害では、17か所で8,080万9,000円の被害、⑧衛生被害では、11箇所222万1,000円の被害、⑩公立文教施設被害では、18か所で436万5,000円の被害、⑪社会教育施設被害では、13か所で169万3,000円の被害、⑫社会福祉施設等被害では、6か所で106万6,000円の被害、⑬その他として、約3,500戸が停電による被害を受けました。被害総額は、6億7,747万9,000円となり、甚大な被害となったものであります。この被害により公共施設、農業用施設等の復旧作業に掛る経費を9月13日付で専決処分し、本定例会に報告をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に町立国保病院における眼科診療及び内科夜間診療について報告いたします。

はじめに眼科診療でございますが、一昨年11月から吉田眼科病院での医師派遣が困難となり休診としておりましたが、この度、吉田眼科病院のご協力が得られることとなり、9月から眼科診療を再開することになりました。当面は、月1回、第4金曜日の診療となりますが、吉田眼科病院には心から感謝を申し上げる次第です。

次に、内科夜間診療でございますが、昼間に内科受診できない方を対象に、昨年10月から毎週木曜日の午後5時30分から2時間診療しておりますが、10月からは整形外科診療と同様に、火曜日と木曜日の週2日診療することといたしました。共に患者の皆さんには喜んでいただけるうれしい報告となっております。

3番目、工事発注状況それから町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございます。ご参照願いたいと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡潔明瞭にするようお願いをいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

6番、榊田道廣議員。

○6番（榊田道廣君） ただ今議長よりお許しをいただきましたので、先に提出してあります件につきまして町長にお伺いをしたいと思います。

合併して10年を過ぎましたが、当初1万人いた住民も8,000人台になり、それに伴い空

き家も目立つようになってまいりました。その空き家の中には住むことも出来ない危険な状態の物件も数多くあり、今回の台風でも地域の方々に大変な心配を掛けた建物もあると思います。

昨年5月、空き家対策特別措置法が完全施行されました。これにより特定空き家等と見なされた建物は市町村により段階的に強制的な対処が出来るようになりました。しかし特定空き家と認定された所有者が解体を望んだとしても、その費用を負担することが出来ずに放置されている建物も数多くあります。そうした中、国は空き家再生等推進事業等で市町村の空き家対策を支援しています。この支援策を活用した函館市が空き家等対策支援補助金として1件30万円を限度に助成をしております。また福島町が町独自の施策として福島町空家等の適正化に関する条例の中で補助金として60万円を今年度から支給しております。

今後今まで以上の早さで過疎化が進み、空き家が増えると見込まれる当町でも、こうした事態に備え補助金の検討をするべきではないでしょうか。また空き家の中には居住可能な物件も数多くあり、せたな町でも空き家バンクを作る等して対策を講じているようですが、実際には思ったほどの効果を上げていないというか、機能していると言える状態ではないのではないかと思いますので、今以上の働きかけが必要だと思います。また更には特定空き家の指定を受けていなくても、居住する意志のない、また解体を希望する所有者には何らかの救済策等があってもいいのではないかと思いますので、以上の3点について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは柘田議員のご質問にお答えをいたします。

空き家対策については、ここ数年、全国的にも大きな問題となっております。せたな町におきましても調査の結果、500戸以上の空き家が町内にあることが分かっております。

それでは質問の3点についてお答えします。まず1点目の、国の空き家再生等推進事業による空き家対策の支援についてであります。この事業は、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅または空き家建築物の除去を行うことを目的として、除去費用などを対象に、国、都道府県及び市町村で助成するというものであります。現在、函館市がこの制度を活用しており、解体に要する経費の2分の1以内、30万円を補助限度額として行っております。また福島町は町単独事業で、解体に要する経費の2分の1以内、60万円を限度額として実施しております。檜山管内ではこの制度を活用しているまちはありません。この制度を活用するには、せたな町空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画を策定し、協議会で不良住宅などの指定を行うことが法律で定められております。したがって、支援策について協議会の設置、計画の策定を行ったうえで、前向きに進めてまいりたいと考えております。

2点目の空き家バンクにつきましては、今年7月からスタートした制度であります。利活用可能な空き家を貸したい、または売りたいと考えている人に登録してもらい、それらの登録物件を借りたい、買いたいと考えている人にも登録していただき、条件が合った方をマッチングをさせるという仕組みであります。7月発行の広報8月号では空き家バンク制度について掲載し、住民周知をしたところであります。このほか、町のホームページにも掲載されており、ホームページから登録が出来るようになっております。また北海道が運営している北海道空き家情報バンクに、せたな町空き家バンクのホームページアドレスを登録してもらい、道の情報バンクの閲覧者が、

せたな町の空き家バンクの閲覧も出来るようになっていきます。まだまだこの制度を知らない人もいますので、より多くの方々に活用していただけるよう周知に努めてまいります。

3点目の、特定空き家以外の解体に要する費用の支援につきましても、協議会の中で検討してまいりたいと考えておりますことをご理解を願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） ありがとうございます。町長から大変前向きなご意見をいただきましたことをありがたいと思いますけれども、空家等対策協議会これから設置し、いろいろと進んでいくことと思いますけれども、もうすでにそういう家があるということになりますので、できるだけ速やかに早い段階でこれが行われるよう要望をしたいと思います。また広報の8月号またホームページそして北海道空き家バンク等に情報として載せてあるということでしたけれども、この中でどんどん住民が少なくなる中で、この家に住む方がもういないということが、まちとして把握できる状態にあった場合には、そういう方々の親族等にもそれをお知らせするなどの対策も考えられるのではないかと思います。また家を解体するということですが、全国的に秋田銀行がこの空き家の解体に対しての制度、ローンを全国で多分1カ所だと思っておりますけれども作っております。今このまちで、例えば信金にこういうものを作っていただくとなった場合には、信金以外を利用している方々には、すぐに利用できないという不利益をこうむるという部分もあろうかと思いますが、こういう制度がひとつできることによって、それが良い物であれば、次々といろいろなところで行われていくものだと思いますので、そういう意味におきましても金融機関にそういうものの働きかけ等できるものであれば、お願いをしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

できるだけ迅速にというお話でございました。500戸以上ある空き家でございます。やるとすれば多額の予算が必要ということにもなりますが、しかし順次計画的にこうした対策を進めてまいりたいと考えております。また議員から住宅解体などに対応している金融機関のお話もございました。住宅ローンなどの金融商品に加えて、この解体に対応するような新たな金融商品について、まちの金融機関とも相談をしたい。提案をさせていただきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 5番、石原広務議員。

○5番（石原広務君） 議長に許可をいただきましたので、2問の答弁を町長に求めます。

まず1問目、町道の除雪について、毎年降雪シーズンは、町民共通に雪かきが共通の話題、苦痛の日課になり役場も苦情の対応に追われ、その度に受託業者がパトロールも含めた迅速な対処を求められます。高齢者世帯や狭い路地が多い大成区は、今後にも不安視する声が多いのが現状です。そこで次の2項目について町長の答弁を求めます。

①雪かきシーズン前に役場、業者が除雪について地域に入り、ある程度の要望や問題点を把握し、地域住民に周知すべきではないかと考えますが、町長の見解をお聞きしたい。②せたな町における町道除雪の委託契約はどのようになっているかお知らせ願いたい。

以上2項目について町長の答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。



○町長（高橋貞光君） それでは石原議員の質問にお答えします。

町道の除雪につきましては除雪業務委託処理要領により、ほぼ連続した降雪があり新たな積雪が10cm以上に達したときに、また風雪や地吹雪等による吹き溜りが予想される場合などに、積もった雪を道路脇に寄せ所要の幅員を確保し通勤通学時に安全に通行できるよう道路の交通確保に心がけ実施しております。毎年10月下旬に開催する大成区地区懇談会において、これまで各地域より狭隘な町道の除雪について要望をいただいておりますが、その都度、現地を確認したうえで除雪機械での除雪範囲や時間帯について地域住民と協議しながらご理解いただき対応している現状であります。このことから、大成区においては合併前に比べ除雪路線延伸により充実が図られていると判断致しております。今後につきましても、地域住民と協議しながら取り進めて参りますことをご理解願います。

2点目のせたな町における町道除雪の委託契約についてであります。北檜山区及び大成区については、それぞれ北檜山道路維持協同組合と瀬棚区におきましては高橋・日光経常建設共同企業体と1社随意契約で実施しております。なお、契約の内容といたしましては、シーズン契約とし、過去の稼働時間などを考慮し設計に反映しております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） ただいまの答弁で要領上10センチ以上あるいは吹溜まりの状況、常々それに対応してきたという答弁だと思いましたが、旧町時代からその辺は何ら変わらないと私は理解しております。町長が今おっしゃったように地域懇談会の要望を受けて、地域に入って今まで以上に対応してきたということでしたが、高齢化が進んでてなかなかその辺は地域住民には意図が通じない、あるいは満点をもらえない状況が続いているのが現状だと思います。今後、要領、生活道路の維持そういうことは十分理解しますが、合併する以前からも雪かきを共通して家の前に置いていかれたという認識が拭い去れないんです。ですから今までどおりというか、最近、業者の自らの対応に見られる高齢者の家の前はできるだけ排雪するという独自の取組みも見られますので、ぜひ地域に入って今まで以上に地域実情を把握しながら、今まで以上の優しい対応を強く求めます。

あと②の答弁ですが、シーズン契約で北檜山、大成区はなされてる。その中で雪かきの除雪の要綱がある。そういう決まりの中でなかなかそれが地域住民に理解されないまま、最終的に業者の苦情を受けるということで去年も見受けられてましたが、その度に地域に出向き、個人個人とお話をして、それなりに対応していただきました。そこで役場は業者に任せたからということではなくて、担当課も今まで以上に手厚い対応を求めますが、町長、再度答弁いただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。まちとしましては、先ほども申し上げましたように除雪業務委託処理要領に沿って、10センチ以上あるいは通行に支障があるときには対応して、通勤通学時に安全に通行できるようにということで今実施しているところであります。大成区におきましても路線が増えておりますし、これは3区同じように路線を増やして対応しております。当然、契約金額も大幅に増えている状況になっておりまして、これによって

町民の安全の確保に鋭意努めているところでございます。これからも町民のお話をお聞かせいただいて、対応できる部分については対応したいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） それでは許可をいただきましたので2問目について町長の所見をお伺いします。密漁対策の今後についてということで次の4項目これに対して町長の答弁を求めます。

せたな町密漁対策防止協議会が発足し、地域漁業者と協議の上、防犯カメラが町内の漁港等に設置され密漁や漁具等の盗難防止の抑止力が強化され、浜の財産が守られていると思われま。今後さらなる密漁対策に期待するものであります。次の4項目について町長の見解を求めます。

①密漁対策に抑止力を発揮する防犯カメラを漁港以外へ増設の考えはありますか。②密漁対策が強化され、防災無線等の定時放送で周知されているが、新たに看板の設置、新聞広告、ステッカー等も増やし、今以上に密漁防止に対してまち全体で浜の財産を守る風潮を拓げる考えはあるのか。③海上保安署、警察署でも独自にパトロールや周知をしていますし、不審車輛や細かい情報の通報にも即時対応してくれています。その一方で、昔から当たり前のように行われてきた地域の家族ぐるみの海水浴、浜あそびにも密漁取締りの影響が及んでしまい、小学生、中学生に対しても、地元で言われる、つぶ貝をも証拠写真として撮影され、注意を受けた上で放流させられています。このような現状を会長である町長はどのように考え、今後のまちの対応をどうするのかお答えいただきたいと思ひます。④海水浴シーズンには町外からも多くの観光客が訪れ、浜でキャンプをする光景が随所に見られますが、マナーが悪くゴミの放置あるいは漁業者が仕掛けたつぶ籠の横で泳いだりと、喜びの反面問題も多くあります。このような問題への対応の一つとして、まち、観光協会、漁業者等と連携して、海水浴場以外の浜にウニ、アワビ等を獲らせるスポットを設けてはという声がありますが、町長はどのようにお考えかお聞きしたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

密漁対策の今後についてということで4点の質問をいただきました。お答えをいただきます。

議員ご質問にあるとおり、昨年まちが主体となり、せたな町密漁防止対策協議会を発足させ、密漁防止パレードや防犯カメラを設置するなどの対策を行ってきており、これらを密漁防止対策のツールとして、町内外へ周知したことで、抑止効果の向上も図られていると感じているところでございます。今後の密漁対策についてのご質問であります。1点目の防犯カメラの増設については、漁業生産拠点を守る観点から漁港を中心に防犯カメラを昨年、設置したところであり、まだ1年ほどしか経過をしていないことから、当面はこれらを有効に活用するため、巡回の強化など情報収集につとめ、取締機関とも連携し引き続き対策の強化に努めて参ります。

2点目の密漁防止に係る啓発の拡充についてですが、今年度においても、防災無線での周知や協議会が主体となった合同パトロールの掲載について、新聞や業界紙への働きかけをしたほか、一部、啓発看板の設置を行ったところです。今後はこれらに加え、漁業者が自らの財産を守る取組みを推進するなど、まち全体で取り組んでいる姿勢を打ち出していきたくて考えております。

3点目ですが、つぶ貝の事例をお話をされました。石原議員どう対応してほしいのかを聞いてからそれに対して、答弁を差し上げたいと思ひます。

4点目の海水浴場以外に、ウニやアワビなどを採捕できるスポットを設けてはとの質問ですが、まず、第一に漁業権を有する漁協の理解を得なければならないと考えております。他地域では、漁協から購入したウニなどを放流している例もありますが、区域が囲われた海水浴場に限定されている状況であり、海水浴場以外の岩場などにスポットを設定することについては、区域や期間も関係なく利用されてしまうなど、密漁に繋がる恐れが大きいとの、ひやま漁業協同組合の見解もあり、現状では難しいものと考えております。いずれにしましても密漁対策については、協議会の対策を充実させる上で、前浜に最も近い漁業者からの情報が重要となることから自らの財産を守る取組みをこれまで以上に強化していただき、町民の皆さんにも前浜資源は漁業者の財産であるという意識を持っていただきながら、子供から大人まで対策に協力していただけるよう密漁防止対策協議会を中心に、関係機関と連携した対策を展開して参りたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 昨年町長の答弁のとおり、せたな町密漁対策防止協議会が発足されました。パトロール等も実施しているようですが、これは合併以前から檜山北部密漁連絡協議会というのが、道に事務局を置き設置されたものであり、これが、まちの防止協議会になったいきさつは、私も議員として地元の漁業者と意見交換をし、当時の海上保安署の署長の計らいもあり、機関長、次長を派遣し、大成区で2回の懇談会を開いた上で議会側から提言して、2年ほどかかった上で協議会が発足されました。今答弁の中でせたな町密漁対策防止協議会が発足されパトロールを実施してるということですが、おそらく北部檜山密漁連絡協議会からの流れで多分年に1度のパトロールだと思うんです。それであれば前回懇談会したときに、その協議会に係わる漁業理事者からも機能してないという率直な意見がありました。ですから今回、せたな町として議会から提言した上で、まちの密漁対策防止協議会が発足したわけですが、その趣旨があくまでも観光や地域の子供たちに影響を及ぼすということを趣旨としたわけではなく、あくまでも組織団体と町外から入ってきてるかなり緻密なやり方といいますか、今でも週に1度シーズン中は毎日のように実は私に連絡が来た上で、海保や北檜山警察に通報させていただいています。その度に以前とは違ってきたのが細かい情報でもくださいと。私たちはパトロールも含めてぜひ対応します。その上で地域にこういう海保の対応が入ってるとどうなんだということをその当時聞いたときは、町長どのように対応してくれということでしたから関連すると思いますけど、漁業者に私たちは確認をしたいと。それが浜の漁業者の財源になるのか、それを確認した上で私たちは対応しますということで海保からご答弁いただいたんです。いただいたんですけど、今シーズンもそうです。海保は取り締まりをするという役目のもと、いたし方ない部分もあるんですけど、私服で来て、言葉を掛けるんです。今ここで何かあるのかい。何か獲れるのかいこの浜は。でそういう会話の中で実はウニがありました。あわびがありました。例えばその現物を持って来てた時は、それが取り締まりに変わるとか。そういうことになっているわけです。ですからそういう対応がなされている現状で、確かに防災無線もこの1、2年間細かい情報も役場、警察、海上保安署に通報してくださいという定時放送もなされていますが、あくまでも町民向けのような気がするんです。ですから先ほど言ったような地域に対して子供たちにまでも影響が及んでいる対策に対して、

せたな町密漁防止対策協議会の会長でもある町長は、どのように考え今後関係機関、警察、海保と漁業者も含めですけど、どういうふうに対応していくのかということをお聞きしただけであって、私からどうのこうのということなく、まず町長から明確なご答弁をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目にしても明確なご答弁をとということでございますので、答弁をさせていただきます。まず、せたな町密漁防止対策協議会、このメンバーには、まちはもちろんありますが警察、海上保安署、ひやま漁協それから共同漁業権管理委員、檜山振興局ということで構成をしております。この会の目的は当然、密漁組織ばかりでなく密漁をするすべての対象者に対応するというところでございます。今のところそれぞれの機関につきましては、一生懸命密漁対策をやっているというところと理解をしているところでございます。そこで先ほどの3点目の話にもなりますが、地域や家族ぐるみでの海水浴や浜遊びについては、前浜で親しみ楽しんでほしいと思う一方で、例え、つぶ1個であっても、これは第1種共同漁業権免許の対象となるため漁業者以外が採捕した場合は法令違反となります。まちとしては子供であっても、こうした基本的ルールが守られるように家庭や学校への働きかけも必要であると考えております。また石原議員も少年野球の指導者という立場もありますので、海で遊ばれるときはルールを守るようにということを、ぜひ指導をしていただければと思っております。いずれにしましても漁業者の大切な資源、財産でありますので、これは町民皆がそういう意識を持ってしっかりと守っていかねばならないと思っております。

以上でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） なぜか私が野球少年団の指導者だということも答弁の中に触れられたんですけど、野球もそうですけどルールは守るように、ルールがある以上私も指導しているつもりです。力不足ではありますが。浜のルールも十分承知しているんです。石の1個も持っていけない。魚を入れていた発泡を海水で洗う事事態、注意された事実例も実は聞いています。ただ私が言ったのはルールはあるんですけど、前浜で昔からやられていた浜遊びにも影響しているんです。密漁対策防止連絡協議会、これまちでぜひ設けてくださいとこちら側からも提言しました。時間が係ったんですが設けていただきました。それがあがるゆえに今まで以上にそういう関係機関、海保や警察の対応も強化された。それも十分承知するんです。浜の財産ももちろん守っていただきたい。ただその上でまちとしてその漁業者がその自分の、ウニをアワビをいうことではないです。本当に町長もご存じだと思うんですけど、塩水で海水で煮て、つまようじで取っておやつのように食べていたつぶ貝のことです。島牧とかあちらに行くと海岸線で販売しているのも知っています。海保とも意見交換したときは、その辺も浜に漁業者に漁協に確認した上で、それが漁業者のお金になっているのかということを確認した上で、私たちは対応するという話もいただいたわけです。ですから柔軟な対応も可能なのかと。そこで町長があくまでもルールを守りなさいということが基本の考えであるというのであれば、考えは変わらないかもしれませんが、その上でもそういう実情を踏まえて、日本一子育てのしやすいまち宣言したえわけじゃないですか。地域で昔からやってた。小さい保育園の子供達も獲るんです。石にこういうつぶついているんで

す。それを足だけ入って、獲ってこういう味だということ町長ぜひどうなんですか。ルールがある以上繰り返しになりますけど、ルールがあるのは十分わかってます。その上で地域で昔からやられてきた浜遊びにも影響が出てるので、町長何らかの考えと何らかの対応策はないのかということ質問させていただきました。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。まずルールの話から申し上げますと、これは私の立場でルールを替えるということにはなりません。密漁防止対策協議会の役割はどうしたら密漁を防ぐことができるかどうかということで、これまでも一生懸命取り組んできたところでございまして、そのためには、やはり国で定められたルールを守るということを小さいうちから子供たちに理解をしてもらおうという取組みが私たちのとるべき姿と思っております。ただ浜辺で子供たちが遊びたいと。これは当然楽しいことですから当然そういうことにはなると思いますが、そのためにまちとしては大成区ではマリナビジョンという中で、子供たちに海に親しんでいただいておりますし、また瀬棚区におきましても、これはB&Gの関係で海に親しんでもらっているということでございます。一般的には獲ることの楽しさを覚えてしまうと、それが密漁に発展してしまうという例も少なからずあるようでございます。私たちとしては、まず町民の皆さんから漁業者の財産である漁業資源を守る意識を強く持ってもらえるように、これからもしっかり活動をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 45分が経ちました。次の一般質問の方少し時間係るか勝手に判断をいたしまして10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時01分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開します。

一般質問を続行いたします。

9番、平澤 等議員。

○9番（平澤 等君） ただ今発言の許可がございましたので先に通告してあった2点町長にお伺いいたします。まず第1点目でございます。

台風10号に係る復旧対策について、8月30日の深夜から未明にかけて台風10号が本町全域を直撃し、一般家庭や農畜産物、農業関連施設等に甚大な被害がありました。本町の被害額は、先般9月5日に町の間取りまとめで約4億円、調査中分を合算すると膨大な金額になると推定されます。先ほどの行政報告の中にもありましたが、9月21日現在もこれも中間報告でございますが6億8,000万に及ぶ被害が今の段階ではある。今、農家にとって水稻の収穫の最盛期でございます。やはり聞くところによると台風による倒伏、また強風により葉がいたんだということの品質低下が心配されています。また豆類についても全般的に大きな倒伏が見られこれが収量また品質に影響あるんじゃないだろうか。さらには飼料用コーン類はもうご存知のようにほとん

ど倒れきってしまうと収穫に支障を来しているのが現状でないかと思うんです。そういった中で、さらに大きな被害額に最終的にはなってくるのではなかろうかと思われま。一方、被害ゴミの衛生センター受入れや受入期間を限定しない、更には町職員等が農業施設の解体に作業の支援対応については本当に農家の方から感謝されているし、今後こういうような動きで迅速にしていれば農家の方も本当に困った中でもありがたいという気持ちを何カ所からも聞いてございます。一方、復旧に向けたまちの支援対策もを万全にしなければならないという基幹産業ということからでございますけども、以下2点の質問を致します。被災者に対する経済支援対策はが1点です。それから②として農業施設ハウス等の復旧支援対策はどのように考えているか。

以上2点お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは平澤議員の1つ目のご質問にお答えします。

台風10号につきましては、本町におきましても最大瞬間風速36.5メートルを記録し、農林漁業被害や住家等被害、また倒木による影響で過去に例がない長時間の停電や道路の一時通行止など、多数の町民が被害を受けたことは議員もご承知のとおりでございます。特に農業被害におきましては、倉庫やビニールハウスなどの農業施設の損壊、ハウス内の農作物の損傷と長時間にわたる停電により酪農家の搾乳などに大きな支障を来し、甚大な被害を受けたものであります。まちの対応も台風通過後迅速に被害調査などを行って、倒木による不通となった町道等の状況を確認し孤立集落を防ぐために、直ちに建設協会の協力を得て倒木処理に着手すると共に、ただ今、議員から評価を頂きましたように災害ゴミの処理に係る事につきましては、いち早く北部桧山衛生センターへの無料受入れを実施し、またJA北檜山と協力をして被災した農家のビニールハウスなどの解体撤去作業に職員を派遣して、被災農家への支援を図ったところであります。

今後の被災者に対する町の具体的な支援対策につきましては、罹災証明書の交付を受けた町民を前程とした被災住家等に係る修繕の一部助成制度について考えております。詳細につきましては、町民の皆様にも不公平が無いように検討して参りますので、少し猶予を頂くことをご理解頂き、詳細が決まり次第、議会に報告させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

また被災住家等に係る固定資産税の減免につきましても、せとな町税条例の規定に基づき実施する考えであります。

次に、2点目の農業施設ハウスなどの復旧支援対策についてですが、町として支援対策が必要と考え検討していたところであります。去る9月9日には、檜山町村会よりビニールハウスなど営農施設の復旧に対する支援措置等について知事宛に要望をしております。9月16日には町内農業団体などより台風による農作物、農業施設被害対策に関する支援要請を受けたところであります。今後は、国や道の支援動向を見据えながら、また農業共済補償等の状況を踏まえ要請内容を基に各関係機関と調整し、復旧に向けた支援対策について早期に考えていきたいと思っておりますのでご理解をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 再質問させていただきます。予想はしていたけどもあまりにも抽象的なのでちょっとあつけにとられてます。というのは今、私の質問した被災者に対する経済支援対策

はということで、町長の答弁としては修繕の一部助成もしくは固定資産の減免等をこれから考えていくということの、それも必ずあとには関係団体と調整した上でということなので、今後検討していくということなので、今回の場合には、はっきりしたものは何も今言えないという表現なんでしょうか。というのはやはり被災された方は個人差がいろいろあるんです。1,000万以上の大きな被害を受けた方も、本当に軽微な方もいらっしゃる。風の大きな影響を受けているのでありますけれども、それに対する支援策、緊急ものはいいですけれども、これから営農関係で、これから営農していく、継続していく、もしくは復旧に向けたこれに対するものに対して、自らの努力はもちろんですけれども、行政サイドでやはり全面的に支援体制をとって行かなければならないということが基本だと思うんです。それが今やらないとは町長は言ってませんから、何かやるんだらうと思いますけれども、やはり私も今回一般質問した中身から言うと、それなりのある程度の方向付け、もしくは出していただきたい。実はまだ出しくなかつたんですけれども、隣近所のまちから資料いただいたんですけれども、その資料によると例えば施設者災害とかそれから店舗等とか、それから設備災害ですか。いろいろなその他の分の。その分について補助率とか上限とか枠とか、そういうもの出してこういうことでまちで対応するというのをいち早く出している自治体もあるんです。だから、せたま町はやはりそういった方策を早く出して、被災者に対する救援措置、それは満額出せないのはもちろんわかってますし、自ら努力しなきゃいけないのわかりますけど、そういった意味ではあの程度の施策、このようにしていきたい。ただ議会の承認得ないからということでなくて、まちからこうして応援していきたいんだっていう方向付けは出せると思うんです。その面については、私も当然協力しなければならないと思っておりますけれども、そういう点について再度答弁願いたい。

それから②の農業施設ハウス等の復旧支援対策、これについても支援要請は来ているけども今後検討していきたいということですが、もう少し真剣に考えてほしいんです。というのは今、農業者いろいろな説あるんですけれども、かなり高齢者の方が施設ハウスをしていらっしゃるということで、今回の解体に向けた作業については先ほど私話しましたように、まちからとか農協からも協力いただいて解体したけども、ただ次また設置する。要するに今回の被害も施設そのものの被害があつて、それを撤去するとか、また現状に復帰するその設置する作業、そういったものは一切入ってないんです。この被害額の中に、そういった中である程度の高齢者は、また野菜作るのは無理。もう辞めようという気が前の方が結構聞こえるんです。やはりそのために災害だからしょうがないと言いながらも、基幹産業という点でせつかく野菜についても結構定着しつつあるものが、今聞くとこの台風を機にもうハウスは作らない、作れない、やれない。そういった人たちに対して、やはり団体もそうですが、行政からの強く復旧に係る支援対策を出して、こうしますから頑張ってまたやってください。せたま町の基幹産業盛り上げてください。そういう姿勢はやはり行政からあつていいんじゃないかと思うんです。そう意味で再度、町長から答弁願います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。1回目の答弁につきましては少し言葉ならず、舌足らずであつた部分があつたことをお詫びを申し上げたいと思います。いずれに

しましても、平澤議員、今金町の例を出しましたが、まちとしては当然こうしたことは織り込み済みと考えていかなければならないと考えているところでございます。またその他の作物あるいはハウス農業施設の被害などの対応につきましても、これは当然JAの支援策もあると考えておりますが、まちとしてもしっかりと支援をして来年の営農に影響を来すことがないようにという配慮をさせていただくように、頑張っていきたいということでご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 町長ちょっと私あまりくどくど言うの嫌なんですけど、前向きに取り組むという姿勢は私も確かに評価します。けど今の段階で、先ほど私今金町とは言わなかったんですけども、わかっているのじゃないですけども、今金町では既に農業被害とか施設被害とかに対して、金額50万を超える場合の30%上限100万を限度にして助成するというのを、いち早く出してるんです。それは営農施設もしくは農業建物それから一般商店の建物等についても、それが被害額がどこのだかわからないけども上限100万ですよっていうこと出した中でせたな町の現在で今で同じ時期に台風を受けてるのに何でせたな町で出せないの。最低そのくらい出して、更に基幹産業に対してもそれに対する農業団体、これは被害も漁業関係も1,000万程度被害あったと聞いてます。農業だけでなく林業もそうです。あとは一般商工業なんでもあるんです。それらに対してまちの姿勢として今後十分対応を検討しますだけのことで私の一般質問終わったんなら、それならたいしてやらなくてもよかったのかなという気がします。やはり今後の営農に対して、それから生活に対して頑張っていこうということをまちも力強くバックアップする。その1例がこれです。これで終わりではありませんと。まだこれからもっともっと再生産に向けた努力はしますし、対応していきたい。そういう力強い答えを出してくれるものと期待して言ったんです。ところが今後対応しますだけでは、私ちょっと一般質問これでは終われません。そんなに町長また答弁してくれると思いますが、これがこのままの状態では12月の時にはもっと事細かに項目分けて聞かなきゃならないかと。質問しなければならぬと思うんです。だから町長の腹の中で今金の例を出しました。これに準じて最低でもこれはするという言葉をはっきりいただきたいし、またそれ以上のことをまた考えているということの前向きの答弁を求めて終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

今回の災害につきましては、それぞれ現況復旧に対しては急いで皆さん方普及に取り組んでいく状況でございます。まちとしましても、これは積極的にその支援策を打ってまいりたい。これは思っておりますし、ほかのまちでの支援策を超えるようなそうした支援をしていきたいと考えております。農業施設の被害の復旧につきましても、これは先ほど申し上げましたように16日でしたか、農協から要望書が上がっておりますので、これは今、検討しているところでございまして、農協の支援と併せてまちの支援を乗せて、これもしっかりと対応をしてまいりたい。できれば議員の期待に沿えるような方向でやっていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 町長に2問目の質問をさせていただきます。



質問に先立ちまして、訂正箇所がありますので皆さんにお願いいたします。質問事項の中にせ  
たな町道の駅基本構想の進捗状況と対抗策とございますけども、この抗を対応策、応じるとい  
うことで訂正願いたいと思います。申し訳ございません。それでないとあとの質問にちょっと影響  
するものですから、ごめんなさい。

それでは2問目の質問をいたします。本年4月にせたな町6次産業化拠点施設道の駅のことで  
すが、基本構想がまちから示されました。これはここに冊子ここにあるんですけども、これは  
検討事項が3点、調査、支援事項が2点の合計5点、107ページの冊子にまとめられておりま  
す。現在、本町の道の駅は日本海に面する国道229号線沿いにてつくいランド大成を有し、7  
月の末にはわっためがしてフェスティバルとして、大いににぎわっております。一方国道230  
号線沿いには未だ設置されておらず、JR新幹線の札幌延伸に伴う観光の拠点作りや、また道の  
駅の基本であります6次産業化に伴う特産品の販売や宣伝による経済効果など大きく期待できる  
ものがあると思います。以下、4点質問いたします。

①検討会議の進捗状況はということで現在の段階で結構でございます。②複数の候補地からの  
選択方法はどのように考えているのか。③観光客等の誘引や6次産業化による特産品の販売構想  
をどのように考えているか。これはあくまでも出来ると仮定した場合の話です。④今後の整備計  
画についてはどのように考えているか。以上小さくまとめましたけども、よろしく願いたし  
ます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員の2問目ですお答えをいたします。

まちは昨年度、役場の関係課職員と、農協、漁協、商工会、観光協会の職員や青年部及び女性  
部の部長など合わせて24人で構成する検討会議において、6次産業化拠点施設基本構想をまと  
め、関係者並びに議員各位に配布をしたところであります。この基本構想は、せたな町の現状や  
地域資源などを踏まえたうえで、せたな町にふさわしい施設の基本的方向性や既存施設との役割  
分担や連携方策などについて、4回の会議を開催し検討を重ね、まとめ上げたものであります。  
内容としては、まちの現状と地域資源調査、基本的方向性の検討、運営方策、運営主体の検討、  
導入機能、施設内容の検討の4つの項目で構成されております。

それでは、ご質問のあった4点についてお答えします。

1点目の検討会議の進捗状況につきましては、今年度はこれから2回ないし3回、会議を開催  
する予定としており、基本構想をたたき台として委員から意見を伺い、道の駅を整備するか否か  
を議論していきたいと考えております。

次に2点目の候補地の選択方法については、基本構想の31ページから36ページにかけて、  
既存の道の駅、旧営林署跡地、国道沿線町有地の3か所が候補地として挙げられております。場  
所の選択方法などについては、検討会議で十分議論されるものと考えておりますが、まず場所を  
決める前に30ページに記載されている、地域の課題を踏まえたうえで道の駅は、せたな町に必  
要なのかを先に議論していただかなければならないと考えております。その際、管理体制や運営  
方法をどうするかという議論も重要となってまいります。施設整備は行政側が行うとしても、全  
国の多くの施設では管理・運営は第3セクターや民間企業などが行っている現状が基本構想でも

報告されております。また基本構想では町内関係機関の連携として、行政・農漁業関係者・商工団体・観光団体など関係機関、民間企業の連携の下、一体となって積極的に取り組む体制を構築する必要がある。町民全体で道の駅の目的を共有し、多くの町民が道の駅の取組に関わることが重要であるとの提言もごございます。したがって運営主体となる関係者、関係団体はもとよりまち全体が盛り上がりを見せないことには、なかなか道の駅の整備は難しいと思われまますので、その辺も十分考慮して進める必要があると考えます。

次に3点目の観光客等の誘引や6次産業化による特産品販売構想のご質問については、観光協会や6次産業化に取り組んでおられる皆さん方のご意見も取り入れ、方向性を探ってまいりたいと考えております。

4点目の今後の整備計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、検討会議での今後の協議結果を受けて判断してまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） ただ今町長から丁寧な答弁をいただきました。まずは検討会議の進捗状況で今現在は3月末以降、行われていないということで、今後、3回か4回の会議を通じた中で方向性を出していきたいということなので、ある意味、情報収集期間、いい意味で解釈です。そうとればそれでまた冬期間は集中して審議されるということなので、それはそれで検討会議そんなにあせってしてもしかたないからと思えますけども、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。気になった点が1つあって、その中で町長ここに冊子あるんです。私もよく読ませてもらいました。そこの30ページに道の駅は、せたな町に必要なのかという答弁あって、町長の揚げ足取るわけではないんですけども、せつかくお金掛けて、これだけの基本構想を作っていて、必要あるのかっていう話ではないと思うんです。やはりここに出された観光客、私も質問します。新幹線の札幌延伸かかってやはり230号線にも、あまり来ないかもしれないけどもやはり今まで以上には来ていただける。そしてまた商工観光進める上では、やはり何らかの観光施設もしくはこういった道の駅施設を造って、せたな町PRなり、もしくは特産品のPRをする。そういった中で経済効果を高めていきたい。これは私は必要だという判断はそんなに遠くないうちに出るのではないかと思うんです。そこでどうなんだろうかっていうことまで、本当の最初から検討しているといえ、ちょっとがっかりします。やはり前向きに取り組んでいくという姿勢は出さなければならぬと思うんです。候補地の検討会議終わったので、2番の複数の候補地からの選択方法とございますけども、これはいろいろな三つの方法今町長申されましたけども、三つの方法あるんですけども、やはりある意味、観光客が来てトイレなり、それから休憩、散策等を考えていくとなると、自然とそういった条件等を考えていけばいいかと思う。場所的にやはり国道に面しているほうがいいのかという点、大成のてっくいランド海岸線に有し、ある程度の駐車場も大きく、また海水浴、冬等あるんですけども、やはり年間通じて利用客を増やすという面では、230号線よりは隣の町、更に長万部も含めて今の段階でないんです。だからそういう段階では230号線沿いがいいのかという気がします。別にてっくいランド否定するわけではございませんけども、それと農業関連の選択肢について、そして3番目、観光客の誘引や6次産業化の特産品の

開発。これはふれあい市場でかなり特産品とかの物については毎週1回やってるけど、やはりてっくいランドと同じように、それなりのまちの特産品かなりな項目、前段のほうにあります、せたな町の名産、特産は今現在でもかなりあるんです。そういったものは、こういうの通じて販売につなげていければなという気がします。そういう点では、やはり特産品の販売コストと観光客を引っ張るという意味では私は町長がどうしようかではなくて、やらないきゃならないんだっていう前向きな構想を出してほしいと思います。そして今後の整備計画は今にそれに全部くっついていくんですけども、くっついていくけどもこれに対してまち側としてのいろいろな意味がある中で、私は害なものがないと思うんです。ただし私も心配します。これによって実際問題まちで直営するのか、民間でするのかっていろいろあります。そういった点でまちの荷物にならないように。しかし意味とは十分あるんです。そういった点では町長の考え方再度お聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この基本構想の中では随分その内容について、調査をされておまして、具体的な計画策定に入る前段としては、大変いい資料を作っていただいたと思っております。先ほど議員からもその必要性について十分あるということで前向きに取り組んではというご意見がございました。当然私も今の6次産業に取り組んでおられる皆さん方が大変一生懸命やっておられるということでございますので、そういったこの場所の提供というのには大きな意味があると思っておりますし、また道の駅も必ずしも一つでなければならぬということではございませんので、まちによっては二つも三つもというようなことがございます。したがって数にこだわることでは当然ございません。ただこの運営をどうするか。必要性があるという検討会議の中で判断されれば、次は運営をどうするのかということになると思います。これは先ほども言いましたように民間企業で運営するというのか、第3セクターでやるというのか。いずれにしてもこれは採算性の問題もありますから、そういった細部まで検討を加えて実施をするということとでなければ、なかなか町民の皆さんや議会の皆さんのご理解もいただけないということになりますので、その辺も含めてしっかり検討会議の中で検討をさせていただきたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 3回目ですので、基本的なこと町長に再度聞きます。

この今考えてる採算の面、確かに大事です。私はやはりまちの財政、皆さんで議会で持つてる。ただ観光客が入ってきてくれる。そしていろいろな物を買ってくれる。見てくれる。泊まってくれる点、それから特産品を買ってくれる、そしてまたそれを持ってPRしてもらえる。ある意味またここに誰かが入るとそれに対する雇用の場もできる。そしてその設置に伴う費用についても、まちの経済効果もある。いろいろな点考えていけばあるんです。ただ採算だけ考えて大変だからこの事業については十分考えていかなければならないかということ、私は考え直していただきたいと思います。やはり収支を考えた場合には儲からないからということでやったのではだめなんです。これは特産品、地域のせたな町のこれからの観光の目玉になると思います。それから特産品、これは今日先の費用勘定だけでなく長い目で見て、これからせたな町をPRし

ていかなければならない点については、これは採算考えないで、採算も考えるけど、採算よりそっちを真剣に考えて取り組んで、例えマイナスだってせたな町が宣伝されれば、これは経済効果、目に見えない効果があるんです。そういった点で単に数字だけ追わないで真剣に取り組んでいくんだという姿勢を町長再度確認です。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問にお答えをいたします。

当然、採算性も含めてそういった平澤議員の先ほど言われましたように観光客の受け入れあるいは雇用の促進あるいは6次産業化で生産をされている商品の販売。いろいろな道の駅には役割が当然出てくるわけでございます。そういったことを含めまして、長い目で投資効果があるかどうかということをも十分見極めて、これは当然、町民皆さんのご理解もいただかなければならないし、議員の皆さんのご理解もいただかなければならないこととなりますので、しっかりその辺を検討会議の中で議論をさせていただきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 10番、大野一男議員。

○3番（大野一男君） 議長より質問の許可ができましたので、1問町長に質問させていただきます。

磯焼け対策への取り組みについて、今年のウニ採りは採る場所によって随分と身入りが違うという声が随分と聞こえてまいりました。なぜだろう。海藻の枯渇、海水温の上昇、磯焼けの進行などから来るものだろうか。いわゆる磯焼けは長年の課題であります。いかにして藻場を回復し豊かな海を取り戻すか。様々な試みが行われてきました。平成26年12月ですが北海道は日本海漁業振興基本方針を示し、日本海沿岸の前浜振興に、より積極的に取りかかろうとしています。その中で藻場機能回復モデル事業、環境・生態系保全活動支援事業などの施策に盛り込み漁業現場への後押しを行おうとしています。当町においても、平成25年度から27年度における水産多面的機能発揮対策事業の検証を踏まえて、本年28年度から平成32年度までの5カ年を計画年とする新たな水産多面的機能発揮対策事業が始まっております。また生態系として森、川、海が一体となって藻場づくりを推進する事業にも様々な取り組みがなされています。磯焼けの主な原因とされるウニなどによる食害、海水温の上昇、栄養塩類の不足などがいわれますが、これらに対する具体的な対策、方策も求められているところであります。磯焼け対策、藻場回復事業への取り組みについて町長の所見をお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大野議員の質問についてお答えいたします。

磯焼け対策、藻場回復事業への取り組みについてであります。当町沿岸においては、海藻類が生えない、いわゆる磯焼け現象が進行しており、磯焼けによる藻場の消失はウニ、アワビなど前浜資源の餌の不足による成長や実入りの悪化を招くだけでなく、魚類の産卵場なども失われることから水産資源の減少につながるものであり、大きな課題と認識しているところであります。まちでは、これまでも磯焼けの原因の一つと考えられているウニの食害防止のため、漁業者が取り組むウニの除去による密度管理やコンブなどの胞子を出すために行われている母藻の投入などに支援をしてきており、これらの取り組みを継続してきている太櫓地区では、多年草であるフシ

スジモクが根付き繁茂するなど大きな成果が見られているところでもあります。まちとしましては、こうした優良事例を紹介するなど漁業者の取り組みの強化を図りながら、国の補助事業であります水産多面的機能発揮対策事業を活用し、それぞれの浜にあった磯焼け対策を進めることにより藻場の回復に取り組んでいるところでもあります。磯焼け対策等の今後の取り組みについてですが、藻場を回復させるためには、漁協と漁業者が意欲をもってこうした取り組みを継続することが何よりも重要であると考えております。議員のご指摘のように現在、北海道におきましては、漁業者自らが継続して取り組んで行ける手法の開発を進めるため、藻場機能回復モデル構築事業を日本海の3箇所で開催しているところであり、まちとしましてはこれらの取り組みの成果に大いに期待しているところがございます。まちとしましては、従来の取り組みに加え磯焼け漁場から取り除いた身入りの悪いウニを養殖することにより、藻場の回復とウニの生産増大を目指すといった、新たな視点に立った磯焼け対策を進めることも必要であると考えており、日本海漁業振興対策事業により餌料となるコンブの養殖やウニを蓄養するための養殖カゴなどの施設整備についても支援を行っているところであり、今後とも磯焼け対策にしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 再質問させていただきます。

今町長から磯焼け対策について近々の報告も含めていろいろ答弁をいただきました。磯焼け対策は、水産試験場が昭和59年に磯焼けの発生原因を調査した。これを取りかかったということが北海道における磯焼け対策のスタートだと言われていたと資料に書いてありまして、そうしますとおよそ30年間このことについてさまざまな取り組みが今日までなされてきた。しかし現状はなかなかこれという成果が見えてこない中で、個々今町長からも成功例というものもありますし、その他の事例でもこういった形でいろいろ成功例、あるいは成果があがっているという事例も報告されているという段階まで来ている。しかし大変息の長い取り組みであるということには変わりないんだろうと思うわけです。先般、NHKのテレビで神恵内村のウニの漁が放映されまして、たまたま見たんですが、それを起因にさまざま関心を持ちました。今町長ウニかご漁についてお話がありましたが、先般、松村課長とお話をしたらうちのまちでもウニかご漁始めたんだというお話もしていただきました。神恵内村では現在、藻場ラウンドプロジェクト事業を進めているわけです。これは平成22年から神恵内村で始めたプロジェクトでありまして、4年間の経過を経て新たにまた次のステップに取りかかろうということで、北海道の水産林務部会でもこのことについては、成功例としては評価をしているという記述も目にしたところでもあります。ちょっと読まさせていただきますが、神恵内村では海の環境保全活動として、企業と地域とが一体となって海へのCSRいわゆる企業責任のもとに展開するために、海の森づくり神恵内役場ラウンドプロジェクト事業を立ち上げ、本事業の趣旨に賛同いただいた企業のご協賛により、関係機関の協力のもと環境保全活動を実施してきた。特に本事業の重点である藻場の造成に当たっては漁業者の自主的かつ積極的な係わりが必要とされることから、これは古宇郡漁業協同組合ですか当町の漁協が藻場造成活動の中核となり、ウニ類などの植食動物、植える、食べると書いて植食と読むそうです。植食動物の侵入を防ぐフェンスの設置や密度管理を行い磯焼け状態となっている海域の藻場

造成を実践してきた。こういう事業内の報告書がちょっと手元にありますので読ませていただきましたが、まさしくこの藻場事業の始めから、それから対策から実行事態なかなか整理された文書だということで、今あえて紹介させていただきました。町長が今おっしゃるように事業主体はあくまでも漁業者本人でありますから、その漁業者本人がこの前浜をどのように藻場造成を図って新たな漁場づくりをしていくかは、漁業者本人のやる気といいますか、それが第1であります。それに呼応するように行政なり国、道がしっかりと支援する仕組みを作って産官学が一体となってこのことを進めていく。言い古された話ではありますがそういう背景が必要だろうと思います。まちとしても先ほど町長がおっしゃったように平成28年度予算の中でウニの移植放流事業に対する補助金であるとか。ウニの種苗購入事業に対する補助金は計上してウニの生産者にとって大事な収入源であるウニの漁業について応援してわけですが、先ほどウニ籠を設置して対策をしてくる。これテレビで見た範囲では、ウニを大きい籠に獲ってきて下に昆布を敷き詰めて、そこで蓄養して、そして大きくして製品にしていく手法です。これはいわゆるウニの食害を防ぐ上でも私は一石二鳥の方法なのかと素人目に見てそんな感じを受けました。多分せたなの太櫓かどこかで多分この実験をされているという話なんです。私それは特定してませんが、町長そうであれば先ほど太櫓を例に上げられましたけれども、せたな海域たくさんございます。せたな町沿岸にそれぞれ先ほど言った環境生態系保全活動支援事業、これを受けて行なっている実施団体も4団体あるわけですから、そういったところに広く普及して町内でもモデルがある。今言ったような神恵内のモデル事業というのも十分参考にされて、まちとして本格的にいう言い方は失礼かもしれませんが、腰を据えていわゆるこの顛末には藻場形成から漁場形成に向けて取り組みをするという力強い宣言が書かれています。長い話ですけれども我がまちも町長の政策の根幹として、先ほど平澤議員、農業のほうで随分今回の災害を契機に心配されてましたが、漁業についても私たちのまちの基幹産業ですから、ぜひこういった繰り返し、繰り返し30年行われてきた成果というものがなかなか見えてない状況の中に、成功例があるということをしっかり受けとめて、我がまちもしっかりと先進事例、成功事例に見習って腰を入れて藻場形成から漁場形成の方向に大きくシフトを付けて町長の意をもって、政策的に進めていく。そういう腹づもりをぜひ町長に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

議員からは、この神恵内の事例を紹介をいただきながらお話をいただきましたが、神恵内もそうでありますし、また太櫓地区の取り組みもそうであります。これは大きな成果が出ているということでありまして、こうした優良事例というのはたくさん出てまいっております。ようやく磯焼け対策にも明かりがさしてきたと実は感じているところでございます。農家で土づくりや基盤整備など生産基盤の取り組みがなされているのと同様に漁業におきましても、これは前浜は田んぼであったり、畑であったりということでございます。私たちも日本海振興対策事業を展開しながら、これらのそうした取り組みをしているところでありますが、残念ながらこのなかなか取組をしていただけないというジレンマにも陥っているところでございまして、やはり漁協、漁業者が意欲を持って、こうした海の環境整備を進めるということの意識を深めていただけるように、

これからもまちとしてはしっかりそうした部分に取り組んで、成果が上がるように努力してまいりたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 3問目、最後の質問になりますが、再々質問させていただきます。町長は平成28年本年の執行方針において、この藻場造成事業に係わる文言で漁業者自らが行う藻場の保全活動に支援するほかと書かれています。町長の姿勢として一貫してやはりその漁業者本人あるいは経営者本人、農業者本人がどのような意欲を持って行うか。そのことに向けてまちはしっかり支援していくという一貫した姿勢なのかと思うわけですが、しかし事を起こすときにその要因となるいろいろ財政的な支援であるとか、あるいは誘発する施策の動向であるとか。そういうものは、まちがしっかりとリードしてそういった今町長おっしゃったように、前の方に兆しが見えたというのであれば、そういうものをしっかりと促して自分たちのためなんだということで、もっと積極的に働きかけをして進めていくことが極めて必要だと思うんです。まちはこの4月に機構改革を行いました。前は産業振興課の一つの大きな括りだったわけですが、議会のお話、もちろんこれは町長本人の判断だろうと思いますが、この4月から農務課、水産林務課あるいはまちづくり推進課と、それぞれ専門的な部署を設けてまちの懸案である、課題である事業に特化してしっかりと進めていこうという体制も整えたわけです。ですからぜひこれは水産林務課に特化した話でありますから、スタッフもしっかり整えてさまざまな研究課題や視察等も兼ねて、前向きに取り組んでいく姿勢が見られますので、ぜひまちとしても先ほど来町長に言ってますようにまちの大きな政策の柱として位置づけて、先ほど来、神恵内を見習うわけでありませんが藻場形成から漁場形成へ向けて取り組んでいくと。最終的には町長がおっしゃったように、畑を耕してそこにいい土を持ってくることで農業が栄えるのと同じように藻場を再生して、そして藻場造成と、それから養殖事業を組み合わせる新たな前浜振興を図っていく。こういう理念の基にしっかりとまちがリードして、そして漁業者自らに促してやっていく。やはりお互いに共存していく姿勢を町長ぜひもっと前に出して、当然それに伴う予算もしっかり獲得する。幸いなことに北海道は日本海漁業振興を立ち上げて今行おうとしてるわけです。意欲ある漁業者には特別な立法で応援するとも言ってます。ただこれは期限立法ですので、どこまで継続されるかわかりませんが、北海道4区の海区から見てもこの日本海の前浜が非常に水産の水揚げ量でも劣っている実態をみて、何としてもその回復方策として増養殖業を進めるんだ。ニシンの放流であるとか、サクラマス放流であるとか、そういう事業を積極的に行うのが、その受け皿となるのはやはり藻場を回復してホンダワラ等の土壌をしっかりとすることも合わせていくことが、さまざまな意味での漁業振興の効果があることになるんだと思うので、ここを一つ起点としてしっかりと、何度も言いますが、せっかく水産林務課を立ち上げたわけですから、そこに優秀なスタッフといいますか、意欲のあるスタッフもたくさんいますので、その辺もしっかりとやっていただいてお願いをしたいと思います。えりも町は100人の浜緑化事業を50年かけて、あれだけの山を作って、海につながる森林効果を託してきてます。息の長い事業であることは私も重々承知してますが、しかしどこかでとっかかりを作って、まちとしてのしっかりと方向を作っていく。そのことが私は始まりだと思いますので、今をスタートとして太櫓の成功例があるならば、それを4海区、5海区、

せたな前浜に広げてしっかり取り組んでいただきたい。そういう強い政策としての町長の姿勢を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もう一度答弁をいただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず大野議員からいろいろと熱い思いを聞かせていただきました。私も大野議員と全く認識は同じにしているところでございます。特に全道的に見て日本海南部沿岸、いわゆる檜山沿岸地域の漁業の生産は、非常に落ち込んでいる状況にありまして、これを何とか回復をさせなければ、日本海南部檜山沿岸、せたな町を含めましてなかなか漁業が立ち行かなくなる状況で、待ったなしの状況と思っているところでございます。議員先ほど神恵内、えりも、私からは太櫓地区という例も出させていただきましたが、これは漁業者の強い思いそして取り組みが根底にあって、やはり成果が上がってきているという状況にあります。ただまちとしましても今日本海漁業振興対策事業、これを受けてそれに更に支援の上乗せをして今取り組んでいる状況でございますが、これはこれからもチャンスでありますから、この時期を逃すとなかなか厳しいという認識を私たち持ってますので、このチャンスをしっかりと生かすために、まちとしてもこの大成の組織体制の見直しもさせていただきまして、先頭に立ってしっかりと推進をしてまいりたいと考えております。この時には漁業者の行動を待つということではなくて、それ以上にまちが行動することも場面によっては必要になってくるものと思っておりますので、そうした機会を逃すことなくしっかり対応して漁業振興に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） ただ今から昼食休憩に入ります。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開します。

一般質問を続行します。

7 番、大湯圓郷議員。

○7 番（大湯圓郷君） ただいま議長より発言の許しをいただきましたので、高橋町長に 1 問質問させていただきます。

せたな町お試し暮らしについてでございます。まちではせたな町の宣伝と人口減の対策の一つとして平成 27 年度からせたな町お試し暮らしを始めていますが、北檜山区太櫓並びに丹羽、瀬棚区馬場川それぞれ 1 戸ずつの利用される住宅を改築しております。この 3 戸の中で印象と、その地域に住んでいる住民等の対応、また、まちでは今後どの様にせたな町お試し暮らしを進めて行くのかお知らせいただければと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大湯議員の質問にお答えをさせていただきます。



まず最初にお試し暮らし住宅につきまして、太櫓並びに丹羽、馬場川とございましたが、馬場川につきましてはお試し暮らし住宅ではございませんので、就農の関係の住宅でございますので答弁からは外させていただきます。

それではお試し暮らし住宅につきましては、せたな町への移住をお考えの方に短期間滞在していただき、まちの様子を知り、暮らしぶりを実際に体験してもらう機会を提供することを目的としているもので、海岸に近い太櫓地区と農村部の丹羽地区に1軒ずつ整備をしております。利用実績につきましては、太櫓住宅は本年度3組、丹羽住宅は昨年度1組が利用されております。太櫓住宅を利用された3組については、福岡県、大阪府、広島県からの60歳代から70歳代の方で、利用後に行っているアンケート調査では、お試し暮らしを体験しての満足度や暮らしやすさ、施設の充実、職員の対応などに関する質問では、満足あるいは大変満足との回答が多く、もう一度体験してみたいと思いますかの質問では、3組とも思うと回答しており、その理由としては目の前が海で、のんびり出来た、自然が豊かで、人が親切だった、景色がよく、住民が親切だったなどの感想が挙げられておりました。このアンケート結果を今後に活かしてまいりたいと考えているところです。今後の取組については、利用申込者や利用者から寄せられた、せたな町を選んだ理由や、せたな町でやってみたいことなどの事前情報をもとに、利用者ニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行って参りたいと考えております。また今後のPR等については、移住・定住に関するパンフレットや、のぼりを作成することとしており、NPO法人住んでみたい北海道推進会議の主催で10月9日、10日、11月12日に3大都市圏、大阪、名古屋、東京で開催される移住イベント北海道暮らしフェア2016に参加してパンフレットを配布し、せたな町への移住をPRしてまいります。このほか北海道生活という各月発売の情報誌に、各月というのは毎月の話です。情報誌に3回連続で、すでにせたな町へ移住してきた3組のご夫婦の生の声が掲載されることが決まっております。

こうしたことで一生懸命やらせていただきたいと思っておりますので、ご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただ今の町長からいろいろと町の宣伝効果等いろいろここに暮らしした3組の方々の良い例をいただきました。それでこの3組の方々あるいは丹羽の人方、これは費用的なものはどうなっているのか。ただ無料でこの建物を利用されることになるのか。あるいはどのくらいの費用を払って、何日くらいまでの1軒のお試し暮らしの方に期限を持っているのか。そういうのもきめ細やかにお知らせいただければ、今後、建物を利用することにおいては参考になるのではないかと思いますので、そのことをひとつよろしく願います。

それから、せたな町は特に山、川、海いろいろと遊ぶと言えばおかしいけれども、川釣り、海釣り、山菜採り春から秋になったらきのご採りとたくさんの趣味に暮らせる地域でございます。そういう部分についてもホームページやインターネットで知らせるようなことすると、また時期的にそういう趣味を持っている方々が利用されただけであれば大変いいのかと思います。そしてその中で、誰かが定住していただければ、尚更といいことでございますので、できればそういう細かい部分になりますけれども説明していただければいいのかと思います。町長今特に瀬棚の海岸でサケが釣れます。これは違反行為がございませんのでぜひその部分でも宣伝していただける

と全国から集まるかもわかりません。福岡あちこちから来てるとい話もありますので、この時期は10月末ごろまでサケ釣り等も楽しめますので、その部分でも役場から伝えていただくとそれを楽しみに来る人もいると思います。あとは地元の人方との対応ということに対しては、対応はよかったと利用者の方からいただけてますけれども、もっともっと詳しく知りたかったんですけども、もうそれ以上のことは答弁はいただけないと思いますのであきらめます。あとはこのまちが一人でも多く残ってくれるようなことで宣伝していかなければ、結果はいいのかと思います。できればもう一つなんですけども、太櫓地区にもう1戸でもあると互いに他町村からきて、互いに相談し合いながら今度どうするということにもなりますので、そういう部分もあればよろしいかと思います。

最後にこれは質問ではございません。厚沢部町出身の大山慎介という人がSTVラジオの日曜日朝7時30分からちょっと暮らし北海道をラジオでやっております。これもものすごい宣伝になっております。先ほど町長が紹介をしていただきました10月9日、10日、11月12日、その中に彼もスタッフとして入ってるかと思えます。これは毎週やっておりますので大山慎介のすごく参考になりますので私もいつも聞いております。ですからせたな町もいいところはちょっと利用させていただいて、一人でもこのまちが好きになるような人になれるようなシステムを作っていたらいいかと思えます。費用の分だとか、私質問した分についての答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず2回目の質問にお答えをいたします。

せたな町のお試し暮らしの費用の関係であります、これは料金として1日1,500円でございます。それから利用期間は2週間以上3カ月以内ということになっておりますが、6月、7月、8月は希望者が多い関係から最長で1カ月、予約が入ってない場合につきましては、更に延長が可能としております。今回この3戸の方と、ことしは太櫓、丹羽合わせて3戸と、丹羽はまだございませんが、お問い合わせの件数でございますが11件ございました。このうち病気で急遽キャンセルという方あるいはお問い合わせしかなかったという方も含めてでございます。議員おっしゃいましたもう1カ所あればということでございますが、その辺につきましては今後、申し込みが重なるということが常時生じるということになった場合には、そういった部分も考えなければならぬのではないかと考えております。いずれにしましても、お試し暮らし住宅の目的は、せたな町に移住をしていただくということが最終的な希望であります。しかし当面は、なかなかいきなり移住とはなりません。せたな町は来ていただいて、せたな町がいいところだということを発信してもらっただけでも、まちの大きな宣伝になるものと考えているところであります。これからもまちのいいところ、先ほど言われました釣りであるとか、あるいはまちがぜひ体験してもらいたいようなところ、あるいはいいところなど積極的にPRをさせていただいて、お試し暮らし住宅が有効に利用されるように、これからもしっかりと広報活動をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから厚沢部出身の大山さんの話も出ておりました。私も存じ上げておりますが、こうしたノウハウを持っておられる方々のアドバイスにつきましても、積極的に活用をさせていただいた

いと思っております。あと交流につきましては、1回目の答弁でもお話しをさせていただきましたが、非常に満足をしているというようなそういった内容でございました。しかしそれらを更に満足度のアップをしていただくためにも、これからもさまざまなニーズが当然あると思しますので、それらをしっかり把握しながら、その訪れたい方に合う形でしっかりと対応をさせていただきたいと思っております。場合によっては観光協会や農業センターといったところのお手伝いもさせていただかなければならない部分があると思っておりますので、それらはそれぞれ必要な対応をさせていただくことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 8番、真柄克紀議員。

○8番（真柄克紀君） それでは先に通告してあります3点につきまして町長の所見をお伺いしたいと思っております。

まず町内山林の倒木についてでございますが、その前に今回の8月30日の台風で想像だにしない被害を受けられて、今もその復旧に努力されてる町民各位に対しまして、まず心よりお見舞い申し上げます。また不休不眠で昼夜を通して町民の生命を守るため奮闘してくださった町職員はじめ関係各位の皆様にも心から感謝申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

それではまず1点町内山林の倒木についてお伺いいたしますが、これは私の所管等からいきますと、町長の方では所管のほうではいかがかという考えもあろうかと思っておりますが、何分、喫緊の状態の中でこういう現象が現れておりますので、一般質問の形で質問させていただきます。

近年我が国の森林は国有林はじめ町有林及び私有林においても予算の減少等から荒廃の現状が指摘されておりました。去る8月30日の台風10号では今までにない倒木等に見舞われ甚大な被害を目の当たりにしているところでございます。報道によりますと国有林の風倒木被害は9月20日までで道南で187ヘクタール、全道での被害の約9割が道南に集中しております。またそのうち特に被害が大きかったのが八雲町の185ヘクタール、せたな町の83ヘクタールとされております。またきょう迅速な調査の中で中間発表されましたけど、金額的には当町においても8,114万の現在の被害総額がきょう示されております。国有林及び私有林の被害については14日までで485ヘクタールと道のまとめで報告されておりますが、町職員の皆様は大変スピーディーに関係機関と迅速に連携をとりながら、生活道路の倒木から生活路線の確保等努力されたことは町民にとって大変ありがたく感謝してるところでございます。大変忙しくまだその独自集計、その他の検討は十分になさる時間はないと思っておりますが、現段階で町独自の集計及びこの現象における今後の影響等について被害に対してどのような形で認識しておられるのか、町長のお考えをまずお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは真柄議員の1回目の質問にお答えをさせていただきます。

先般、当町にも多大なる被害を及ぼした台風10号による町内山林の被害状況並びに今後の考えられる影響及び対応方針等につきまして、お答え申し上げます。

森林被害につきましては台風通過後、まち及び森林組合が調査を開始し、これは国有林を除いた山林であります。町内12地区において町有林・私有林ともに23ヘクタール、総面積は4

6ヘクタールを超えるトドマツなどの人工林を中心に暴風による倒木、幹折れ、根返りなどの被害が判明し、この被害額として約8,000万円と積算いたしたところであります。まちといたしましては、今後も引き続き被害状況の情報収集に努め、国有林野も含めた被害の全容を早急に把握する考えであります。

今後の影響につきましては、被災を受けた森林は、樹勢衰弱に伴う病害虫の発生等の危険も増大し、風倒木被害では保水力の低下を招き、山腹崩壊が発生する危険性があると懸念いたしております。森林の有する多面的機能を早期に回復させるためには、速やかに被害木を整理し、植林を行って、森林の復旧を図ることが大変重要であることから、道及び森林組合と密接に連携をさせていただいて、被害調査の結果から作成する復旧計画に基づき、国の森林整備事業を有効活用すると同時に、森林所有者の負担軽減を図りながら被災した森林の復旧を図って参りたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） ただ今、町長から答弁いただきました。私が思っていることと同じような形のこれからの進め方はそういう形で、この地元のすべての根幹であります森林を守ることによって町民全体の安全、それから豊かさを守るという意味で大変重要な段階に奇しくも陥ったという形で共通の認識だと思います。私は森林のこと詳しくないのに質問するので、若干憚りたいところあるんですが、ただ私も台風のと何日間か、全町を回らせていただいたときに一番感じたことは、倒木の見目の損害は私わかりませんが、ただこれがいずれ真駒内ダムをはじめ、いろいろな水流、それからある面では水源地、それとお聞きしたところによりますともう現実にサケの定置網等では流木の被害が出ていて、チェーンソーを持って漁にいかねばならないような状態も一部に見られる。そこまで現実に倒木の被害は私たちの想像を絶する以上に拡大していると思います。それで北檜山から大成区に行く若松道路、あの辺町長もしょっちゅう通っていると思いますが、あれは以前に倒れた倒木ですら未だにまだ解決しない中で、いろいろな支障を来していることが現実にあります。ずっと前からの森林に対する災害に対してもなかなか手つかずの状態であるというのが、今回この台風によって更にあからさまになったと私も考えてます。ご案内のとおりまちの予算見ても、これは本当に今の時代の流れの中で森林予算大変厳しく、その中から抜粋して町有林の整備等はしておりますが、いかんせんこれだけの被害に対して町単独ではできるとも考えておりませんし、これをどこからそういう予算を引き出して考えていくのか、これまさに町政の力の見せ所だと思いますが、それと同時に私が思いますのは、これはこの森林環境の整備は、もちろん国、道大変責任ございます。かといってこれだけの道南の被害だけで、これが私たちが期待するような激甚なり何なりの予算措置はしてもらえるのかといたら、これもなかなか難しい状態だと思いますので、その中で町長、私この森林の整備に関しては、関係機関と今いう短期的な形での事務調整とそれから対応策ではなくて、私はあえて提言したいのですが、長期スパンにわたって、町長が中心になってしかるべきだと思いますが、やっぱり長期的な対策本部等を持って長期的な計画を立てていかないと、この森林問題なかなか解決しないと思っておりますが、その点について私の思う対策本部という名前がいいのか、対策協議会がいいのかわかりませんが、単年度、数年度ではなくて長期にわたってそういうものの組織を立ち上げて、森

林を整備していく必要があると考えられているかどうか再度お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず今回の災害時による今後の影響ということですが、町有林、私有林いわゆる民有林となりますが、この場合は里山が中心に分布をしているということで、直接ここから川を通じて海に流れる状況ではございません。心配なのは、この水源地であるとか上流部にある国有林の被害状況が一番議員の今心配しておられる部分に当てはまるものと思っております。これにつきましては、先ほど議員180なんぼのヘクタールが八雲町の被害と言っておりましたが、実は私たちの手元では、渡島檜山管内の国有林の被害が187ヘクタール、八雲町は85ヘクタール、せたな町が83ヘクタールということで、国有林の被害のほとんどがせたな町と八雲町であると見ております。そこでこれらの風倒木の処理は、議員先ほどおっしゃいましたような影響、懸念に関係してまいりますので、私たちとしてはそうした心配を回避するために、関係機関、特に国有林野の関係の官庁に強く、そのあとの処理対策等について申し入れを行なっていかなければならないと考えておまして、そうすることにしております。まちとしても町有林の被害も相当ございますので、これらを計画的に復旧をさせていくことで考えているところでございまして、この方法としては、今回のような大きな気象災害による被災ということで、特殊地帯これは被害木の整理も含めまして対応になる制度がございます。これが適用になると聞いておりますので、こういった制度を利用しながら計画的にやっていきたい。ただこれだけの面積でありますから一気にやるだけのお金ではございません。一気にやるための人員の確保ができないということもございまして、これは計画的にできるだけ早い時間に行なってまいりたい。そのときに議員おっしゃいました対策本部が必要かどうかという部分につきましても、今後検討して必要な措置をとらせていただきたいと考えております。またせっかくですので災害に強い森林づくりということもこれから今までどおりの植林の方法がいいのか、それとも複層林あるいは混合林といった多種多様な樹種で構成される災害に強い森林づくりというものこれから当然考えていかなければなりませんので、その辺につきましても道や、あるいは森林組合と十分相談をさせていただいて、計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今町長おっしゃるように国有林の面積、大変ここが大きなというのは、当然国の管轄ということからいってその国の係わりの中での政策を進めなければ町単独ではなかなか難しい。これはわかります。ただ私が言いたいことは、先ほどほかの関連で同僚議員も申ししておりましたが、たまたまじゃなくて、この台風を機会にこういう災害に強い尚且つ危機管理をもって、私はこれ森林見直す意味で、町長そう言うけど国は国ですけど、町単独で来年の予算にせめて調査と最低限の協議会やなんの予算を立てて、それで長期的に風倒木をただ無くするだけではなくて、森林全体のあり方について僕は予算一気にでないですから、町長この災害の町の受けたダメージを解決していくため、少しずつの予算を分割して長期にわたってやらなければ私はできないと思いますので、そういう意味でそういう組織せっかく先ほども言ったように林務課ができてるんだから、その中にこれだけの甚大な被害を受けたわけですから、ぜひ研究なり

ということではなくて調査機関をきちんと置いて、どういう形でこれに対応していくかということをしかりと指示するのが私は町長逆の意味でチャンスだと思います。ですから再度お伺いしますから、早急にそういう組織をきちっと検討していただいて、この善後策を対応してもらいたいと思います。再度答弁をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず国有林の被害が非常に大きい。そういった意味では国有林を管理する所管の官庁に対しまして、しっかりした対応をとるようということ、これは先ほども申し上げました。しっかりやってもらいたいと思います。町有林の復旧につきましては、これは当然のことではありますが、来年度以降の森林の復旧のための予算が増えるということは、これは申し上げるまでもございません。したがって森林の関係の予算は大きく増えていくことになると思います。ただ、そういった施業をする人材の確保にも限界がありますので、これは見合った予算になるということはあらかじめご承知を願わなければならぬと思いますが、精いっぱいやらせていただきたいと思います。町有林の復旧につきましては、そういうことでまちの水産林務を中心に森林組合と連携をしながら、あるいは道の支援もいただきながらそういった取り組みがされることとなりますので、これは議員の言われるそういった組織が必要かどうかという部分、これはしっかりこの意見を聴取しながら必要な対応をしてまいりたいと思っております。ただ形ももちろん大事ですが、私たちとしては、しっかり予算付けをして1日も早く森林を復旧させることに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは2つ目の質問についてお伺いいたします。

これも私の所管でございますので、そこで研究する方法もあるんですが、いかんせん各地域で大変重要な問題だと思いますので、この場で質問させていただくことにいたしました。

せたな町の産業担い手及び支援体制の今後の取り組みについてお伺いいたします。せたな町の創生総合戦略によりますと、平成31年までに数値目標として産業担い手育成奨励金による新規就農者等で累計20人余りの数値目標を掲げてございます。特に農業分野においては担い手の確保、育成の促進を図るためその育成センターが設置され、また宿泊研修施設の設置、農業研修受入補助金制度の活用等で新規の増加が期待できるとされております。私たちもこれについては大変期待しているところでございますが、スタートして近々施策もありますし、今まで何年間に渡って続けてる施策もございますがまた現状の数値目標、今後の数値目標についてはどのような展開がなされると推測されておられるのか。まずお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは真柄議員の2つ目の質問にお答えをさせていただきます。

当町の基幹産業であります農業を取り巻く環境は、議員ご承知のとおり厳しいものがあり、特に農業者の高齢化や担い手不足の対応は喫緊の課題となっております。このため、まちはさまざまな担い手対策を講じております。本町において新たに農業を営み、または新たに農業に就業しようとする担い手を誘致育成するため、産業担い手育成事業奨励金を実施し、新規就農者に対しては200万円、新学卒者やUターン等の就農者には100万円、集落営農組織を設立した場合

には100万円、集落営農組織が5年以内に法人になった場合、更に100万円の奨励金の交付を行っております。合併後の平成18年度からこれまで新規学卒者3名、Uターン29名、新規就農者8名、集落営農組織1組織、合計40名1組織に奨励金の交付を行って大きな成果を上げているところでございます。農業の担い手が視察や研修のため、国内外に旅行する国内外派遣研修事業を実施しており、これまでに2件の利用があったところでございます。せたな町の農業の将来を担う優れた担い手を育成するため、農業塾を設置し平成25年の開塾後30名の方が生産技術や経営管理手法等の講習、先進地調査などを実施してきました。また農業担い手育成センターを平成27年6月に設置をし、担い手の確保や育成の活動を行っており、相談件数は、平成27年度2件、平成28年度はこれまで1件の相談があったところでございます。これらの相談内容については、担い手センターの構成員であります農業委員会や各JA、檜山農業改良普及センター檜山北部支所に情報提供をしているところであります。今年度、本町において農業実習・研修を希望する町外の人に対し、円滑な農業実習等を実施するため整備した農業実習・研修宿泊施設の利用については、東大里の住宅で1件、2名の利用がこれまであり、新規就農者に対する実践研修を推進し、新規就農者の確保及び育成を図るための新規就農者研修受入支援事業は、利用がございません。農業後継者の農作物栽培技術や農業全般の知識向上を図るため、今年度から実施している農業技術研修生事業については、東丹羽地区の後継者1名が、本年10月から来年の7月末までの10か月間研修を実施することとしております。農業後継者のパートナー対策については、せたな町農漁村結婚相談所が中心となり実施しており、平成26年からこれまで札幌市や町内で女性との交流会を開催しており、農業後継者の男性参加者で延べ28名の方が参加し、その内2組がカップルとなり1組が入籍をしております。このほかパートナー対策として今金町や各関係機関で実行委員会を作り、平成25年7月に実施した檜山北部アグリフェスタや本年10月には今金町と合同で道外の女性との婚活イベントを実施することとしております。

今後の予定としては、担い手センターを中心として新規就農者の増加を図るため、今年11月に北海道担い手育成センターが主催し札幌で開催される新・農業人フェアに出展しPR活動のほか、町ホームページへの掲載や各事業の実施状況などを検証し、各関係機関や農業者等と協議を行いその結果により所要の見直し等を行って魅力ある制度にしていきたいと考えておりますこととご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今当町が進めている担い手対策それから施策につきまして、大変詳しくご説明いただきました。数多くのそれぞれのメニューがあってそれに対応していることは私も理解しております。ただ町長、今の日本の国、ご案内とおおり2極化の中で当町だけじゃなくて北海道それから全国の各農村、今いう新規就農対策には大変頭を痛めているというより知恵の出し合いでございます。それで今町が行っている施策は、これは昨今国でも1億総活躍時代という形の中で予算付けをしている施策もあれば、はっきり言って全部やってますけどほとんどが金太郎あめと同じ隣近所の自治体もやってることとまったく同じ施策だと私は思います。それで農業委員会との会議の中でも、農業委員会からも出ましたけど、農業委員会の建議の中でも今のままの新規就農の施策ではなかなか期待する就農者を確保するのは難しいと。現実に全国で新規就農の有

力な方々は取り合いの状態になっている。これが現実でございます。先ほど町長Iターン、Uターンでいろいろな大きい数字も出ましたが、私が心配するのはUターンは、今実家のお父さん方のところに戻って同じ仕事を継ぐ形の方でございます。これははっきりで本来の意味での新規就農というのと若干意味が違うと私は思います。いずれにしても毎日のように同僚議員も言っておりますけど5,000人近くまで人口が減るだろうと推測する人口減少の中で、この産業を最低限守っていく場合には、本当に新しい新規就農をどうやって引っ張ってくるか。これを考えていかなければ。これは全然、特に近年の政府の政策等もありますから、ますます人の取り合いが、取り合いといったら悪いですが、激しくなっていると私は思ってますし、今のままでUターン、Iターンは可能性としてありますが、ぜひ新規で更にそういう優良だけでも、手放さなければならぬ農地をきちんと集約するための受け皿がなかなかこのままの施策では私は難しいんじゃないかと。これは同僚の江上議員、平澤議員からも何度も一般質問を受けての話でございます。そこで町長私は、はっきり言います。去年私たち委員会としては栗山町それから土別等の委員会視察をさせていただきました。その中でざくばらんに言いますが、やはり各団体が集まって作り上げたところの担い手センターの限界を感じております。いずれにしても町長、私はこのまち一次産業で基本を作っていかなければまちの存続はないと思いますので、そういうところからいっても、町長どうですか、これはそのセンターそれから農業委員会いろいろな関連が集まった合同の会議という担い手センターはありますけど、一つまちがきちっと出資して、そこに責任の度合いを共通で凝縮して公社のような形で専門的なものを作って外に発信していくことが私は前から必要だと思っておりましたけども、これなかなかうちの委員会で町長とも、私たちが委員会の調査報告書出してしておりますが、町からもなかなかそういうお話がありませんでしたので、今回あえて質問させていただきますけども、これ栗山町の場合もやはり町長が、どうしてもこのままでは現状を打破できないということでリーダーシップをとって、町長が率先して平成17年に農業委員会それから各農協、土地改良区その方々を理事として集合させて公社を立ち上げ、そこにはまちの原資を突っ込んで、そういう形の独立した中での権限であるそういう組織を作っております。私はこのせたな町が、ほかのまちと競争することなくて、この地域の産業を守る本当の担い手づくりのために、今これからやらなければならないことは、今までやっている施策は当然ですけど、やはりこういう公社的なものを作って、そこに権限ばかりじゃなく行動力を集中する。それによって各担当もそこに上げていけるものは、今以上に自由な形で発想できるんじゃないかと私はそう思うし、ぜひうちのまちではこういう組織が必要だと思っておりますが、まず町長現段階で、公社という名前でもなくても結構ですが、そういうようなものが必要かどうか。もしあったほうが私は今の担い手の政策にはプラスになると思っておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。担い手対策の状況につきましては、議員と全く同じ認識を持っていると考えております。いわゆる議員おっしゃいましたように新規就農につきましては限られた資源でございまして、取り合いといいますが、そういった状況になっていると感じております。まちとしましても、さまざまな施策を打ちなが



ら魅力を訴えて、できるだけこの当町を就労先に選んでいただけるように努力をしているところでございます。昨年6月には、農業担い手育成センターを設置して、まだ1年でございますが、まだ十分これが機能している状況ではございません。したがって、まずはここをしっかりと機能をさせる取り組みをしていかなければならないと思います。真柄議員は産業教育常任委員長ということでありますから、なかなか私としても答弁しづらいと感じておりますが、ただ議員もおっしゃいましたように、このお金だけで選んでもらえるという状況ではございません。実際にこのそういう方にお話を伺いますと、やはりさまざまな経営がありますが、そんな中でも先ほど言った受入制度体制は大変重要なポイントとなりますが、併せて地域が暖かく迎えてくれるかどうか。あるいはまちが住みやすいまちであるかどうか。子育てどうなの。あるいは教育施設はどうなのか。そういったまち全体の評価というものが大きな判断材料になっていることも事実でございます。したがって私たちとしては、議員にご審議をいただいているプールなんかもそうなんです、そういった公共施設全体も大きなセールスポイントとなるわけでございまして、住みやすい、住みよいまちづくりをこれからしっかり進めていく必要があるということは間違いのない事実でございます。これからは私としては、そういった新規の担い手の希望のある若い人材を確保するために、精いっぱい制度の充実と併せて、まちづくりを進めていかなければならないと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今町長がおっしゃったように私もそう思います。プールはともかくとして、地域のいろいろな教育施設それから子育ての環境を含めて、新規就農者それから、まちの次の世代に町に住みたいという方々、いろいろな総合評価で来るわけですから、それも当然ですが、私はきょう町長に質問しているのは、各担い手センターもできたといえ、やはりそこに予算的裏づけもない中で、行動それからPR活動含めても、これはこの例がいいか悪いか私言えませんが、栗山の場合は、そこには町職員もちゃんと入ったきちんとした執行体制を作って、そこに町も出資しそれから農協も出資してます。そこに嬉々とした財政的裏づけでPR活動、それから周知活動それから農地の流動化の問題、それと今いうところの地域づくりの問題もそこできちっと掌握させてるんです。私は町長に言いたいのは、かえってそういうもの作ったほうが、町長も仕事としてやりやすいし、方向性みえるのではないですかということで私は提案してる事なんです。そういう方向が少しでも町長の答弁であれば私も委員会の中で、町もこういう考えもあるし、うちの農業それから、これは私はこの公社は農業だけじゃなくても運用が効くと思います。漁業の方も含めてこういう担い手対策の中にそういう公社という形で作り上げていけば、それが機能することによって議論だけじゃなくて、例えばPR活動に観光の点でいくときにも担い手のセンターからもいっしょに出向いてやるとか。かえって町長の施策を逆の意味でいうと能率的にやりながら担い手の発掘につながるという意味で独立した組織を、権限を持たせて持ったほうが、各担当者、各課長方もいろいろな提案ができて、そこで集約し、そこで消化し、そして最終的に実行するという形で便利ではないかと思うから私町長に提案してるので、必要ないなら、必要ないで構いませんけども、いろいろな施策の中でこういう形を取れ入れていかないと各担当課ごとがお互いに寄り添って担い手センターのその時の会議だけではなかなか進みませんということをお互いに

はこの前研修して実感してきたものですから、町長こういうものがあつたほうがいいと思われるんじゃないかという私質問をしてるんですけど。ぜひそういう組織を今までのあれとまた違った形で作ってみて、行動できるそういう財政的裏づけもそれは掛りますけど、うちには豊富な産業振興基金という基金もあります。財源がないというわけにはいきませんので、その辺も含めてきちんと検討してみるという考えがおありかどうか、再度最後にお伺いいたします。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

ただ今大変な意気込みを感じている質問でございました。今担い手センターを中心にこういった取り組みを進めているところでございますが、私としましても、そうした中で議員のような前向きな議論に発展するというところに期待をしているところであります。予算は私としては、惜しみなく有効に使ってほしいし、そのための予算はしっかりと付けると思っておりますので、しっかり担い手センターの中で、そういう議論をしていただいて、そういうふうに進展できればいいと期待を込めて答弁とさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員、休憩に入りますから、3問目ゆっくりやってください。

再開は2時5分に再開します

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは3問目の質問をさせていただきます。

TPPに関する現状認識という質問項目で提出してございます。奇しくもきょう町長もうご覧になったと思いますが、私、国の施策を議論すべきはございませんが、きょう臨時国会開会で当議会と同じ日に、これも偶然だと私思っておりますが、その中でこれは新聞報道によるだけしか私もわかりませんが、何となく聞こえて来る情報を見ると、今国会最大の焦点はTPPの承認案と関連法案、それと補正予算だというような報道がなされております。その中で山本農相が丁寧説明し、お金は元気よく営農できるような施策も議論していきたい。これは山本農林水産大臣のお言葉でございます。北海道新聞25日です。また農業新聞では、私は革新系でも何系でもなく保守系の無所属の一議員としてお話してしますので、色眼鏡はつけないようにしていただきたいと思いますが、もう一つでは規模拡大すれば効率が上がる、市場のメカニズムに任せれば産業が強くなるというような経済学の原理だけをこの国会で議論をされていって、地域は黙っていてよろしいのでしょうかという論点の発言もございます。それから9月6日のこれも農業新聞です。これは道農連TPP国会承認反対ということで旭川で大集会を開催してございます。これは台風の激甚災害の指定を求めた集会でございます。今、奇しくも国会でこのような議論が非常に12

カ月期掛けて行われる状態でございます。それで当せたな町といたしましてもこの問題については、今までも何度も議論してきましたが、本当に地域の存続を掛けた大変大きな問題だと私も認識しております。そこで去る10月当議会が主催でTPPに関するシンポジウムを、せたな町で開催させていただきました。町側の応援等もいただいた中で約300人に近い参加をいただきTPPを考えるいい機会になったと思っております。その後も議会では今日までにTPPに関する10本の反対意見書の採択が行われております。それから我が国だけではなく、アメリカでも大統領選も絡んでTPPについては政府の説明と随分かけ離れた内容での報道がなされております。真実はどうかわかりませんが、いずれにしてもなかなか単純な問題ではないと私も思っているところです。そこで伺いますが、当町でことし1月中旬に久しぶりのTPP反対実行委員会が開催されました。その中で実行委員会の委員長は町長でございますので、町長からは、この反対実行委員会の役目はだいたいもう先が見えたのではないかと。皆さんどう考えますかというような提案がなされて、ここでいろいろな意見が出て最終的に町長の提案した案については承認したわけでもなく、今後またいろいろと検討するという事で確かその会議は終わったと思っておりますが、その後、TPP反対実行委員会に対する考えについて何ら情報がございません。現時点でどのように考えておられるのか、まずお聞きいたします。また今定例会でも当議会は最終的に採択されるかわかりませんが、また今度11本目の意見書が提出されております。この提出者の内容を見ますと議長を除く全員が賛成者となっております。こういう中で町、議会含めてTPPに対する方向性を町民の方々も大変深い関心を持っているのも事実ですし、現実には今回の台風も含めて今まで以上に農家を取り巻く環境は厳しいということでは町長も認識していると思っておりますが、先に質問した2点につきましては現時点での所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 真柄議員の3つ目の質問にお答えをさせていただきます。

TPP協定については、議員ご承知のとおり平成27年10月に12カ国の間で大筋合意され、平成28年2月に署名式を行い、以降、各国で国内手続きが進められているところであります。国は平成27年11月に総合的なTPP関連政策大綱をとりまとめ、平成28年3月8日に協定承認案、関連11法案が国会に提出され3月24日衆議院でTPP特別委員会が設置され、審議が進められましたが、衆議院では継続審議となり秋の臨時国会、議員おっしゃられましたきょうからでございますが、審議が再開される見通しであることから動向を注視しているところであります。今後、状況の変化などや新たな情報が入り次第、報告などしたいと考えております。

まちとしましては、今定例会に提出される農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書を尊重すると共に、更に本町の農林水産業が持続的に発展できるよう足腰の強い農業の生産基盤の整備や生産性の向上、多様な担い手の育成、確保などの農業振興策に積極的に取り組んで本町の基幹である第一次産業をしっかり守っていきたいと考えているところでございます。

ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 町長に答弁の補充求めます。

○町長（高橋貞光君） 議会が中心となって行われましたシンポジウムや、これまでの取り組み

につきましては敬意を表するところでございます。1月の実行委員会での考え方などにつきまして、各関係団体から意見をお聞かせいただいたところでございます。議員ご承知のようにいろいろな意見がございました。そういった中で反対実行委員会として皆さんの意見を受けながら、どうやって活動していくべきかということにつきましては、多少悩む状況にはございますが、しかし本来の実行委員会の目的でございますT P P反対ということにつきましては、これはそうした形をしっかりとこれからも進めてまいらなければならないと思っているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） ここ大事なところですので、町長、私再度伺います。この質問なんでしたのかという私は町民というより、この地域に営農している方、最終的には商業を含めて町民の方々にもそれはすべてが反対だという意見ばかりでなくて、いろいろな意見があるのも認識はしてる中で、でも圧倒的にこの規模のこのまちの農業形態の中で先ほど言ったように、規模拡大の効率が上がることによって、農家が助かるというこの詭弁的な考え方の、それに立ち向かって、なおかつそれで伸びていけるだけの基本力も、労働力ももった農家、なかなかいないのが現実だし、先に平澤議員、江上議員もおっしゃってましたやはり65歳、67歳の夫婦が営農と年金で必死であと17年間生きて行く農家、これは本当に多い数でございます。そういう農家を守っていくというのが、守ることによってこの地域全体の農業あるいは漁業を守るという方法それしか生き延びていく方法私はないと思う。国からどういう形でものすごい施策が出るかわかりませんが、それは対応できる方々は限られていると思います。そういう意味で私、農家にいきますと何だと議会は反対意見だすけども、どうなの自治体としては、あるいは町村会としてはT P Pはどう考えているのかという話もよく伺います。それで1月にああいう話があったので、私、代表という形で再度お聞きしますが、では町長はT P P自体の反対実行委員会の意義については、設立当時となんら変わらずに認識してるという考えでよろしいのでしょうか。それをまず再度伺います。

それと町長きょう意見書出す11人の議員、これは温度差があれ、高橋町政を支持し応援してる議員も何名もいらっしゃって積極的に応援してる方でもこういう形で反対意見書を出しているわけです。ここにもし違うということになると、整合性が取れないとまたこれも混乱もいたしますので、その辺についての考えもきちんと整理して町民に安心して、必死で先頭になってT P Pに対して立ち向かうという形の町長の意気込みを、この機会ですから再度お示しいただければありがたいし、先ほどを確認しますが反対実行委員会については、当初の設立当時の精神のまま町長も考えていることで理解してよろしいのか、再度お伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問に答えをさせていただきます。

当実行委員会の委員長としてその責任を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは町長の考え方をお聞きしました。私たち議会もきょうまた再度、一致団結して意見書を提出して、せたな町の一次産業、地域を守るために更にどういう方法があるのか地道に努力を重ねていきたいと思っておりますので、町側もいろいろな情報を含めて協力方よろ

しくお願いして3回目の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の真柄議員のご意見は質問ではなかったと理解しておりますが、いずれにしましても議会のご意見も十分尊重しながら、また委員会の関係の団体、そうした意見も十分お聞かせをいただきながら、しっかりと責任を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2の1ページ、本案は専決処分の承認についてであります。平成28年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算第1号でありまして、現在の歳入歳出予算の総額に355万4,000円を追加し、予算総額を5,859万9,000円としたものでございます。

その主な内容ですが、電圧を調整をするSVG装置の交換修繕に要する経費について7月22日付けで専決処分を行なったものであります。地方自治法第179条第1項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容については担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案その2の6ページでございます。歳出から説明を申し上げます。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費、355万4,000円の追加でございます。11節需用費、修繕料で電圧を調整するSVG装置の交換修繕料経費でございます。

これに係る歳入でございますが、4款繰入金、1項基金繰入金、1目風力発電事業基金繰入金で355万4,000円を追加し収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

承認第1号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、承認第2号専決処分の承認についてから日程第10、承認第5号専決処分の承認についてまでの4件について一括議題といたします。本4件について提出者の説明を求めます提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) ただ今一括上程になりました承認第2号から承認第5号までの専決処分の承認についてご報告を申し上げます。いずれの会計におきましても台風10号の被害に対する応急、復旧経費などについて9月13日付けで専決処分を行なったものであります。

7ページ、承認第2号は平成28年度せたな町一般会計補正予算第4号の専決処分でありまして、現在の歳入歳出予算の総額に6,351万円を追加し、予算総額を84億6,511万2,000円としたものでございます。

17ページ、承認第3号は平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算第1号の専決処分でありまして、現在の歳入歳出予算の総額に105万円を追加し、予算総額を2億8,966万8,000円としたものでございます。

次に23ページ、承認第4号は平成28年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算第1号の専決処分でありまして、現在の歳入歳出予算の総額に50万円を追加し、予算総額を2,861万9,000円としたものでございます。

次に29ページ、承認第5号は平成28年度せたな町国保病院事業会計補正予算第1号の専決処分でありまして、現在の収益的収入及び支出予算に32万1,000円を追加し、収入支出とも同額の8億8,259万6,000円としたものでございます。

以上4件、地方自治法第179条第1項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容については担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長(佐々木正則君) 議案その2の13ページ、一般会計でございます。歳出から主な内容につきまして説明を申し上げます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保保健守る生総務費187万1,000円の追加でございます。28節繰出金におきまして、病院事業会計繰出金32万1,000円、簡易水道事業特別会計繰出金105万円、営農用水道等事業特別会計繰出金50万円でございます。9款1項共に消防費、2目災害対策費114万1,000円の追加でございます。災害対策のための時間外勤務手当94万1,000円、管理職特別勤務手当20万円でございます。14款災害復旧費、1項厚生施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費では総合

福祉センターの車庫、シャッター及び看板修繕のため51万6,000円の修繕でございます。

次に14ページでございます。2目衛生施設災害復旧費では13節委託料、狩場葬苑の倒木処理のための業務を委託35万円でございます。2項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費189万1,000円の追加でございます。11節需用費、修繕料135万円は北檜山区旧耕地詰所外壁修繕、農業基幹配水路修繕などでございます。12節役務費では高齢者センター物置撤去に係る手数料50万円でございます。3目水産施設災害復旧費86万4,000円の追加でございます。水産種苗育成センター屋根修繕でございます。

次に15ページでございます。3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁施設災害復旧費3,800万円の追加で、町道大成区5路線、瀬棚区16路線、北檜山区45路線の修繕でございます。2目河川災害復旧費400万円の追加でございます。北檜山区栄地区の普通河川、雲内川、道河川の支流、それから同じく北檜山区愛知地区の普通河川トンケ川の河岸、川岸の修繕でございます。4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費435万6,000円の追加でございます。11節需用費、修繕料137万7,000円は各小中学校、屋内体育館などの修繕でございます。12節役務費では、教員住宅の物置撤去手数料25万7,000円でございます。15節工事請負費では、補助災害事業として、瀬棚中学校屋上防水改修工事でございます。2目社会教育施設災害復旧費169万3,000円の追加でございます。大成農村広場管理棟やB&Gプールフェンスなどの修繕でございます。5項その他公共施設災害復旧費819万5,000円の追加でございます。11節需用費、修繕料では太田地区のバス待合所屋根修繕、旧左股小学校屋内体育館外壁修繕などに82万3,000円でございます。12節役務費では、あかしや団地管理用道路敷地等倒木処理や旧長磯小学校裏車庫などの撤去手数料63万5,000円でございます。

16ページでございます。13節委託料公園内倒木等処理業務673万7,000円でございます。まして、内容は北檜山区愛知地区の浮島公園、丹羽地区の玉川公園、同じく丹羽地区の晩翠の森の倒木などの処理でございます。

これらに係る歳入でございますが12ページでございます。9款1項1目共に地方交付税6,099万7,000円の追加は普通交付税でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節教育施設災害復旧費負担金45万3,000円につきましては公立学校施設災害復旧費負担金でございます。まして、瀬棚中学校屋上防水改修工事分でございます。

19款諸収入、4項1目共に雑入で206万円は公有物件建物災害共済金でございます。2節民生費雑入では総合福祉センターの建物共済金15万円でございます。6節土木費雑入では町営住宅などの建物共済金30万6,000円でございます。8節教育費雑入では、瀬棚中学校の建物災害共済金160万4,000円でございます。

一般会計につきましては以上でございます。

次に22ページでございます。簡易水道事業特別会計でございます。歳出から説明を申し上げます。4款1項共に災害復旧費、1節水道施設災害復旧費105万円の追加でございます。瀬棚区及び北檜山区の水道施設の修繕料でございます。

これに係る歳入でございますが、1 款事業収入、2 項営業外収入一般会計繰入金 1 0 5 万円をもちまして収支の均衡を図ったところでございます。

簡易水道事業特別会計については以上でございます。

次に 2 8 ページでございます。営農用水道等事業特別会計でございます。歳出から説明を申し上げます。4 款 1 項共に災害復旧費、1 目営農用水道等施設災害復旧費 5 0 万円の追加でございます。瀬棚区の営農用水道施設の修繕料でございます。

これに係る歳入でございますが、1 款事業収入、2 項営業外収入一般会計負担金 5 0 万円をもって収支の均衡を図ったところでございます

営農用水道等事業会計については以上でございます。

次に 3 3 ページでございます。国保病院事業会計でございます。支出から説明を申し上げます。1 款せたな町立国保病院費用、3 項特別損失、3 目災害による損失では、倒木処理業務 3 2 万 1, 0 0 0 円でございます。場所につきましては病院前の庭と医師住宅裏側の倒木処理でございます。

これに係る収入につきましては、1 款せたな町立国保病院収益、2 項医業外収益、2 目他会計補助金、災害損失経費補助金 3 2 万 1, 0 0 0 円は一般会計からの補助金でございます。これによりまして収支の均衡を図ったところでございます。

国保病院事業会計につきましては以上でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

承認第 2 号から承認第 5 号までの 4 件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

#### ◎日程第 1 1 議案第 9 号

○議長（菅原義幸君） 議案第 9 号は補正予算に関連いたしますので先に審議いたします。

日程第 1 1、議案第 9 号 せたな町妊産婦医療費の助成に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町妊産婦医療費の助成に関する条例についてでありま



すが、少子化対策及び子育て支援の一環として妊産婦に対し医療費の一部を助成し、母子の健康保持及び増進を図るため本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは別紙の議案第9号の説明により内容の説明をさせていただきます。今回提案させていただきます、せたな町妊産婦医療費の助成に関する条例につきましては、妊産婦の方々に対し医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見や受療を促進し、母子の健康保持及び増進を図ることをその目的としております。事業の概要についてですが、下段の表をご覧ください。まず助成事業の受給資格者は、せたな町に住所を有する妊産婦の方々となります。受給期間は母子手帳を交付した初日から出産した月の翌月の末日までとします。受給資格者の一部負担金は1割とし、負担の上限を設け、他の医療給付事業との整合性を図り、月額で入院は2万2,200円、通院は6,000円とします。給付方法は、償還払いとし受給資格者はいったん医療機関窓口で3割を負担し、その後、領収書等によりまちへ申請手続をしていただき、翌月に2割または支払った金額から一部負担金の上限額を差引いた額が給付されます。施行日は本年11月1日とし、11月の診療分から適応とします。裏面でございますが、出生者数及び母子手帳交付数の状況を平成24年度から本年8月1日現在までの実績数を取りまとめしておりますので、ご参照願います。

次に議案書38ページをご覧ください。せたな町妊産婦医療費の助成に関する条例の内容ですが、第1条が目的を定めております。第2条では本条例中の各用語の定義を定めております。第3条では受給資格者について定めております。第4条、第5条、第6条では助成の額、助成の方法、助成の申請及び申請期間についてそれぞれ定めております。第7条は助成金の返還事項について定めております。第8条は規則への委任条項でございます。附則として施行期日を定め、この条例は平成28年11月1日から施行するとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第1号 平成28年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案のその1の1ページでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億7,779万2,000円を追加し、総額を86億4,290万4,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、ふるさと応援寄附金に対するふるさと納税返礼品、各基金への積立金、妊産婦医療費助成費、温泉ホテルきたひやまの正面玄関風除室等改修工事、檜山広域行政組合消防費負担金、農地農業用施設小災害復旧事業補助金のほか、行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。

予算に合わせまして債務負担行為の追加1件をお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） はじめに債務負担行為の追加について説明を申し上げます。議案書その1、5ページでございます。第2表債務負担行為補正でございます。産業担い手育成事業補助金に係るものでございまして、限度額は37万6,000円でございます。

次にお手元の平成28年度せたな町一般会計補正予算第5号、補足資料で補正予算の内容を説明申し上げます。お目通しをいただいていると思いますので、主な歳出、歳入につきまして説明を申し上げます。

歳出から説明をいたします。3ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,885万5,000円の追加でございます。議案書では11ページでございます。8節報償費ふるさと納税返礼品1,923万6,000円につきましては、ふるさとを応援寄附に係る補正をお願いするものでございます。12節役務費、通信運搬費661万1,000円、手数料839万5,000円につきましてもふるさとを応援寄附に係る補正をお願いするものでございます。13節委託料、社会保障・税番号制度システム整備業務431万8,000円の追加は、既存システムの改修及び総合運用テストの実施に係るものでございます。6目基金管理費では1億26万9,000円の追加でございます。ふるさとを応援寄附のご意向に沿いまして、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。なお一般財源で34万7,000円をお願いしてございますが、平成27年度におきまして、ふるさとを応援寄附金7,100万円を計上してございましたが、この予算を超える7,447万円の寄附がございました。したがって347万円を基金に積み立てることができず、繰越金となりました。従いましてご寄附をいただきました

ご意向に沿いまして、一般財源により奨学資金貸付基金に積立て繰出金でございますが、お願いをするものでございます。議案書では11ページから12ページでございます。13目諸費157万5,000円の追加は19節負担金補助及び交付金におきまして北渡島檜山4町地域連携推進協議会負担金77万5,000円をお願いするものでございまして、連携事業の追加によるものでございます。23節償還金利子及び割引料では、税その他歳入過誤納還付金80万円をお願いするものでございます。議案書では12ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費218万円の追加でございます。介護保険事業特別会計繰出金でございまして、介護人材確保・育成支援事業に充当するものでございます。議案書では14ページでございます。

次に4ページでございます。5目障害者福祉費では276万5,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で障害者自立支援給付費国道費負担金返還金などで平成27年度分の精算返還金でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費120万円の追加は、先ほど条例のご審議をいただきました妊産婦医療費助成費につきまして、お願いをするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は744万8,000円の追加をお願いするものでございます。議案書では15ページでございます。28節繰出金、病院事業会計繰出金314万8,000円につきましては、医療機器購入に係るものでございます。簡易水道事業特別会計繰出金430万円につきましては建設改良に係るものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費33万1,000円の追加でございます。議案書では16ページからでございます。19節負担金補助及び交付金で、産業担い手育成事業補助金9万4,000円、農業担い手研修事業補助金23万7,000円の追加をお願いするものでございます。5目農地費では83万8,000円の追加でございます。15節工事請負費におきまして真駒内ダム設備改修工事をお願いするもので、水位計の交換でございます。

次に5ページでございます。7款1項共に商工費、5目温泉ホテルきたひやま管理費291万6,000円の追加でございます。議案書では17ページでございます。15節工事請負費、正面玄関風除室等改修工事でございます。片開き自動ドアを設置いたしまして冬場のロビー内の室温を保つというものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費113万6,000円の減額でございます。議案書では18ページからでございます。15節工事請負費、流雪溝制御盤更新工事費及び流量計の更新工事の入札執行残の精査のほか、流雪溝回転灯更新工事をお願いするものでございます。2目地方道改修事業費420万円の追加でございます。13節委託料、町道予定路線公園通3号線、4号線の用地確定測量、調査設計をお願いするもので延長290メートル、幅員8メートルでございます。6項下水道費、1目下水道整備費270万円の追加でございます。28節繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金でございまして、下水道経営戦略策定業務に充当でございます。議案書では18ページでございます。

9款1項1目共に消防費722万円の追加でございます。議案書では19ページでございます。補正の内容につきましては、別冊で配布をしてございます。檜山広域行政組合関係予算事項別明

細書でご確認をいただけますが、退職手当組合負担金、消防署の光熱水費などについてお願いをするものでございます。

次に6ページでございます。10款教育費、2項小学校費、3目学校施設整備費80万4,000円の追加でございます。議案書では19ページでございます。久遠小学校外壁柱修繕などをお願いするものでございます。3項中学校費、2目教育振興費12万8,000円の追加でございます。高度へき地修学旅行費補助金をお願いするものでございます。議案書では20ページでございます。5項社会教育費、5目社会教育施設管理費70万7,000円の追加は記載の各施設の修繕料をそれぞれお願いするものでございます。ここで訂正をお願いを申し上げます。説明欄に青少年婦人研修所でございますが、正しくは青少年女性研修所でございます。大変申し訳ありません。よろしくお願いいいたします。6項保健体育費、2目体育施設管理費112万5,000円の追加でございます。11節需用費、真駒内球場ほか体育施設の修繕をお願いするものでございます。

14款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費20万円の追加でございます。議案書では21ページでございます。農地・農業用施設小災害復旧事業補助金をお願いするものでございまして、北檜山区共和地区頭首工附帯護岸ブロック復旧でございます。

これらに係る主な歳入でございますが、ページを戻りまして1ページでございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金316万9,000円の追加につきましては、社会保障・税番号制度システム整備業務について追加をお願いするものでございます。3項委託金、3目土木費委託金101万3,000円の減額につきましては、流雪溝施設更新工事に係るものでございます。議案書では8ページでございます。

14款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金につきましては、地域づくり総合交付金427万5,000円の追加でございます。その内訳でございますが北渡島檜山4町地域連携事業追加分77万5,000円、渡島地域半島振興広域連携促進事業補助金からの振替353万円でございますが、補助金が3万円減額となりまして350万円となったところでございます。4目農林水産業費道補助金におきましては、1節農業費補助金、基幹水利施設管理事業補助金72万円の追加につきましては、真駒内ダム設備改修工事水位計の交換でございます。これに対する補助でございます。

16款1項共に寄附金、2目ふるさと応援寄附金は9,679万9,000円の追加でございます。議案書では9ページでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、2目担い手育成基金繰入金33万1,000円の追加につきましては、産業担い手育成事業補助金及び農業担い手研修事業補助金に充当するための繰入れをお願いするものでございます。

次に2ページでございます。4目スポーツと文化振興基金繰入金40万2,000円の追加につきましては、全道全国大会参加奨励補助金に充当するための繰入れをお願いするものでございます。議案書では10ページでございます。

19款諸収入、4項1目共に雑入96万3,000円の追加でございます。1節総務費雑入では、いきいきふるさと推進事業助成金80万円の追加でございます。これにつきましては北海道

市町村振興協会から交付されるもので2008年北京オリンピック銅メダルリスト、朝原宣治の実技教室とトークショーに補助されるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

江上議員。

○3番（江上恭司君） 議案書のその1の20ページ、教育振興で高度へき地修学旅行費補助金12万8,000円これどういうものですか。

○議長（菅原義幸君） 教育委員会高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） せたな町のへき地3級以上の学校に在学する保護者へ、同一地域に旅行するへき地1級地町立学校の保護者が負担する最も高い修学旅行との差額を支給するものでございます。大成区の小中学校が2級地となっていたんですけども、今年の1月1日で3級地になった。これにつきましては、熊石高校がなくなったことや江差までの路線バスの本数が少なくなったことによって、級地が2級地から3級地に上がったこととなっております。それに対する保護者への負担を軽減するものとなっております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 12万8,000円、差額を給付します。この差額は何か。それともう一つは大成区は小中学校がへき地3級になった。へき地3級になるということは、奥尻なんかもそうですけど、修学旅行費父兄負担なくなるんです。きちんと補助金を申請すれば。だけど現場で聞いたら北檜山中学校や瀬棚中学校と大成中学校人数的な問題含めて差額が出る。その差額は補助します。だけど実際にへき地3級以上になれば、申請さえすれば父兄の負担なくなるんです。なぜそれしなかったのか。この差額は何かっていうことそこをまずお聞きします。

○議長（菅原義幸君） 教育委員会高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 同じせたな町の小中学校に在籍する子供たちの保護者が3級ですと全額修学旅行費が保護者の負担がゼロで、経費が何も掛からない。そして北檜山、瀬棚区の保護者が同じせたな町にいて負担が伴うということは、同じせたな町内でバランスが崩れるだろうと。そういうことから要綱を定めまして、それで今回このような形でやらせていただくような形といたしております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○議長（菅原義幸君） へき地3級というのは教育に対しての不便さがあるので、へき地3級になったんです。北檜山中学校地元には高校があるんです。大成から来る子供バスで通うの非常に時間掛かるんです。そういう意味で教育の負担がへき地3級の場合ほかより掛りますから、修学旅行は免除します。国で申請さえすれば負担ゼロになります。なぜそれをやらなかったのか理由を。

○議長（菅原義幸君） 成田教育長。

○教育長（成田円裕君） 負担の学校別についてご説明をさせていただきます。まず町内の学校でございますけれども、町内の学校の中で負担が違う学校がございます。その中でへき地3級になるのは大成区のみとなりますので、修学旅行を考えた時には檜山北高に行くのはあくまで高校

の在生学ございます。小中学校につきましては、それぞれ区の学校にそれぞれ通うこととなりますので、その学校どおしが町内の中で負担が余りに違うということになれば、保護者の負担の公平性が図られないということから、私たちといたしましては、3の学校それぞれの区にございますけれども、それぞれの学校の間地点、要するに1番高いところと1番低いところ、それと真ん中に位置する。この真ん中に位置するところと大成区の差額分を補助しようではないかということで、そういう負担をやはり公平性を見たほうがいいんじゃないかと。1番低いところについては人数が多いということでございまして、バス代とかそういう部分が安くなるということでございまして、2番目に高いところと大成区の修学旅行費の差額分、この場合であれば瀬棚中学校と大成の中学校に差額部分を今回は補助させていただいたということでございまして。

○議長（菅原義幸君） 江上議員3回目の質疑の補充を認めますので、もう一遍正確に質問してください。

江上議員。

○3番（江上恭司君） 教育現場では先生含めてそういう説明を受けたけども教育現場では父母負担はあくまでも申請して、本来無料にしてほしいと。大成区はそうなんです。だからへき地3級なんです。平等だという、通うから、そういうことではなくて、修学旅行に関しては平等だとするんだったらへき地3級とかないんです。これ檜山の中でもへき地3級の学校とへきち1級の学校含めてきちんと区分けしてへき地3級の場合それだけ教育に対する不便さを感じるということで申請して修学旅行費無料になっているんです。なかなか現場でそう説明されたときに言えなかったと。大成の現場のほうで。何とかならないかという相談も受けたんです。なぜ申請しなかったのか。単に平等の修学旅行に対する他の学校との不平等差をなくするために申請をしなかったのか、その辺もう一度はっきり答えください。

○議長（菅原義幸君） 高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 先ほどもお話しましたけども去年までは2級だったんです。それで今議員お話しのように高校までのバス代が掛るだろうと。こういった部分もあるから3級に上がったんだらうということなんですけども、それは高校のバス代につきましては、それぞれ補助金で町としてその部分賄ってございまして、それで先ほどもお話したように、3級、昨年とことし何が変わったかという先ほどお話したように熊石高校がなくなった。それとバスの江差までのバスの本数がちょっと少なくなったことによって、1級、2級、3級とそれぞれあるんですけど、そのポイントによってそれぞれの級が決まる。それでたまたま江差までのバスの本数とか高校がなくなったことによって、たまたま3級に上がっただけであって今まで何も変わる場所がないと。そういうことで1級地の保護者、北檜山、瀬棚の児童の保護者が負担が掛って、大成区だけの児童の保護者がゼロということは、同じ保護者が中でバランスが崩れるだろうということから話し合って、内部で協議しまして、こういう形に言い出したというところでご理解願います。

○3番（江上恭司君） わかりました。保護者はそう言ってませんからね。北檜山の保護者含めて。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） 江上議員3回目終わったので、私も今話聞いていてどうもちょっとわからないので、もうちょっと教えてほしいので、代わりではないですが教えてください。今中学校費で補正で、補正ですからすでに支払われているという感覚で、支払予定なんですね。であるならば、私江上議員の発言を聞いていて、3級ならばそういう方法があるのになぜしなかったって質問をしていると思ったんです。ところが今2級から3級になったばかりっていう課長の説明では、なったならそういう方法がとれるのにとらなかったのはどうなんだという質問してるんです。だからその原因はしっかり答えてないと思ったので私はその分については答えていただきたいと思うし、また自分としてもこの12万8,000円の根拠ですか、私は大成区の事情ですか、大成区がそのへき地の対象になるということですけども、その費用負担の中身、これは一人当たりいくらなのか。またそういうものあると思うんですけども、そういった仕組みについてもこの機会ですから教えていただければ内容説明願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） これ今回の中学校費で補正お願いしてるわけなんですけども、小学校費につきましては、今回久遠小学校では瀬棚小学校と合同で修学旅行に行っています。でするので瀬棚、久遠小学校の金額と北檜山小学校の差額でやってるんですけども、それが逆に瀬棚小学校のほうが安くなった。そういうことで小学校費は発生しなかった。ただ中学校費の部分については、瀬棚中学校の部分が7万2,570円見込みですけども、まだこれ確定ではないですけども、それで大成中学校の部分が8万8,876円、それで約1万6,000円の差があると、その分について8名おりますのでその部分で12万8,000円というような積算になっているということでご理解願えればと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 今課長から説明あって差額分が1万6,000円で8人だから12万8,000円の根拠、これでわかりました。そしたらもう1点、先ほどお話しした私は先ほど言いましたけども、このことについてはよくわからないですけども、江上議員が発言されました3級の場合に無償になるという。その申請をしておけばこういったことは発生しなかったのではないかなと思うんですけども、それに至る経緯についてもうちょっと説明してください。

○議長（菅原義幸君） 高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 国では3級地に該当としますと修学旅行の部分の保護者負担、市町村が負担した額の3分の2まで出ます。補助金として出しますよと、申請した場合、申請することができるということになっているんです。必ず申請しなさい、出しなさい。その部分補助しなさいと。3級地だから保護者の負担ゼロにしなさいとは言っていないんです。それは町村の考え方です。ですから町村が全額保護者の負担ゼロにしますというんだったら、それに対して町村が負担した部分の3分の2は返しますということです。ですからこの事業については、うちのほうは、あくまでも3級地の生徒の保護者が負担する額と1級地の保護者が負担する額の差額を支給しましょうというような形で決めさせていただいたということでございます。必ず保護者の負担をゼロにしなさいというような国のお話ではなかったということでご理解願えればと

思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 流れについてはわかりました。課長が申しましたように申請無理してなくていいよ。あくまでも町村単位の判断だというもの、しかしそれをしっかりその制度に乗った場合には、こういった補正は発生しなかったのではないかっていうことあります。だからこれは私も3回目ですけども、これが発生しないような方法がとれたのではないかっていう気持ちがあります。だから選択は町村単位で決めることですよということなので、それはまちの例えば今、担当課の考えの基にこのように進められたということで判断してよろしいんですか。この点について、まちそれぞれが決めてその中でされない場合には補正をしますということになったんでしょうか。この辺の経緯についても説明をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） これは今年3月31日付けでせたな町高度へき地修学旅行費補助要綱を設けまして、その中で運用しているものでございます。それで、あくまでも先ほどからお話をしているように3級地の修学旅行の保護者が負担する額と1級地の保護者が負担する額の差額ということで定めておりまして、その中でやっているので、申請はします。それはあくまでも3級地と1級地の修学旅行の児童の保護者が払う修学旅行の負担額の差額を申請することです。それで歳入にも国から、予算書の歳入の8ページをご覧ください。13款2項6目の教育費、国庫補助金の部分で説明欄にへき地児童生徒援助費等補助金8万5,000円この部分が3分の2の部分となっております。支出額12万8,000円の3分の2が8万5,000円となっております。

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時18分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開します。

石原議員。

○5番（石原広務君） やり取りを聞いていてその確認も含めて聞かせていただきたいんですけど、大成区がへき地3級になったという説明を受けた上で、今回補正が12万8,000円と上がってきていますが、自分の理解がまだできてないのか、その中学校3年生8人が修学旅行に行くのにバスを貸切った。それでそのバス代は人数割りしたらあまりにも北中、瀬中と差額がでたから、今回の修学旅行へき地補助金として申請した上で、国から補助金をもらった上で本来であればバス1台の貸切りで、一家の負担が多いところを公平性を保つために補助金を受けたということで負担を軽減したと理解したんです。あとは江上さんがおっしゃるようにその知識は自分にはなかったんですけど、へき地3級にしたのであれば修学旅行費はすべて無料になっただろうと。なぜその申請をしなかったんだろうという質問を受けたんですけど、その辺がやりとり聞いていてわからなかったんですけど、ただ12万8,000円に関しては、先ほど自分が言ったとおりの



理解でよろしいのか。そこまず確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 大まかに言えば、そういうことです。結局人数が少ないとバス代が大きいんです。その部分がやはり高くなる。人数が多いところだったらバス代頭割りすれば安くなるんですけど、だいたいそういうことです。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 国には必ず出ささいということはないということで、先ほど局長から説明いただきましたけど、教育長は校長会で一連の経過も説明してる。それが自分にしてみれば江上議員の情報とは、自分はそういう情報ないですが、教育委員会側では校長会で説明したら校長を通じて現場、父兄に伝わっても、普通ならそういう形になるべきだと思ったんです。ただ先ほどの説明で、批判するわけではないですが、そこに熊石高校がその廃校になったとか、檜山北高に通学するのにどうのこうのって出てきていたので、ごちゃごちゃしていたので今その確認を2つさせていただいたので、ある程度理解はできましたが、そのことはまた別ですよ。檜山北高の通学路線の補助金とは。そういうことでよろしいんですよ。

○議長（菅原義幸君） 高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） そのとおりでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員もう1問残ってますが、よろしいですか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 教育長、多分職員に言った、言わないになってしまうので、その父兄のほうはどう思うか自分は情報はないですが、ただ負担もせたな町として、各中学校と同じような負担で、個人的には子供たちが楽しんできたという理解をしてたので、その言った言わないに関してはどうなのかと思いますけど、あとで調査した上でご答弁いただけたらと思います。

○議長（菅原義幸君） 答弁求めますか。

○5番（石原広務君） あとで確認するという事だったので。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

江上議員。

○3番（江上恭司君） 今回の申請したら、きちんとへき地3級の修学旅行タダになる。これはへき地3級になった中でそういうことが実現しているんです。なぜへき地3級になったかといったら、教育に対するお金がほかの地域より掛るんです。教育施設も非常に少ない。そういう問題含めて国ではなるべく負担を軽くしようということで、申請さえすれば出してくれます。それを十分保護者に説明してない。北檜山の保護者と話をした時、それはそうだね。何も別に差額なんかでなくて、そういう人たちはそういう人たちできちんと修学旅行費をタダにしてもらえばいいという話も保護者の中ではしているんです。そういう点からいってきちんとその辺が徹底されていない問題含めて、私はこの一般会計の補正案に対して反対いたします。

○議長（菅原義幸君） 賛成の方。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） この一般会計の補正予算、災害等も含めて緊急の課題がたくさんございます。今江上議員おっしゃったとおり、この件に関して教育委員会等含めて配慮が足りなかった点があるのかという気持ちもしますので、この件につきましては以後またうちの委員会等でもいろいろな形の中で説明を受けながら、今後あるべき姿というのはきちんとしていかなければならないと思います。それはそれとして今回のこの町政上この一般会計を否決するだけの理由には私はないと思いますので、これの一般会計補正予算としては、私はそういう不手際があったことを指摘しながら賛成いたします。

○議長（菅原義幸君） 次に反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ討論を終わります。これより議案第1号について起立により採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。

11名中起立賛成者10名、よって起立多数です。

したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時35分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開します。

### ◎日程第13 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げますと予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に17万9,000円を追加し、総額を17億6,602万5,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、国民健康保険制度の都道府県単位化事務説明会出席のための旅費や前期高齢者納付金をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは議案書の26ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で平成30年度からの新たな医療保険制度移行に伴う保険者事務処理システムに関する説明会等の旅費として14万7,000円を追加するものでございます。

次に4款1項共に前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金では平成28年度の前期高齢者納付金額の確定により、19節負担金補助及び交付金について3万2,000円を追加するものでございます。

これに対しての歳入は上段となります。10款1項共に繰越金、2目その他繰越金で17万9,000円を追加し、歳入歳出共に17億6,602万5,000円とし収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第14 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第3号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2,499万3,000円を追加し、総額を10億7,959万2,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、介護人材確保・育成支援事業助成金の追加や介護給付費負担金等返還金などについて補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） それでは議案の31ページ歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額218万円の追加でございます。負担金補助及び交付金として介護人材確保・育成支援事業助成金の追加をお願いするものでございます。本事業につきましては地方創生過疎化交付金事業といたしまして予算を計上してございますが、最終的に事業の対象とならず町単独事業として平成28年度に繰越明許費として予算措置をされているものでございます。当初予算では委託料で計上してございましたが、事業実施に当たりまして受講者へ直接助成をすることといたしましたために、今回、改めて本会計で補正をお願いし、現行予算につきましては、別途、整理をさせていただきたいと考えてございます。

次に3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額33万4,000円の追加につきましては、新規採用職員の研修に係る普通旅費でございます。2目任意事業費交付金対象分、補正額5万8,000円の追加でございます。これは生活支援コーディネーター養成研修に係る普通旅費の追加でございます。

6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、補正額2,242万1,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料といたしまして、前年度分介護給付費等実績に伴う返還金でございます。

これに伴う歳入でございますが30ページでございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金218万円は、事務費繰入金といたしまして介護人材確保育成事業に充当でございます。

8款1項1目共に繰越金では、前年度繰越金として2,281万3,000円となっており、過年度分介護給付費負担金返還金等に充てるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ2,499万3,000円を追加し、補正後の予算総額を10億7,959万2,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、議案第4号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に430万円を追加し、総額を2億9,396万8,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、修繕料のほか、若松配水池通信線張替工事、元浦地区配水管水管橋改修工事をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書36ページでございます。下段の歳出からご説明いたします。2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費で補正額430万円の追加でございます。これにつきましては11節需用費の修繕料200万円の増は、主に瀬棚区元浦及び北檜山区東丹羽地区の配水管漏水修理に係るものでございます。次に15節工事請負費で若松配水池通信線張替工事と元浦地区配水管水管橋改修工事に係る追加でございます。

内容についてですが、若松の通信線張替えにつきましては、現在通信線の一部が若松共聴アンテナ組合のテレビ電柱に添架がしておりますが、電柱老朽化のため当組合が補助を受けて建替えを予定しており、当該電柱に他のケーブルの添架ができないため、この間について一部地下埋設により布設替えをするものです。元浦の水管橋改修工事につきましては、当該施設が40年以上経過しており腐食が著しいことから改修するため、今回補正をお願いするものでございます。

次に上段の歳入でございます。2款資本的収入、1項1目共に他会計出資金、補正額430万円の追加でございます。これにつきましては一般会計出資金の増でございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ430万円を追加いたしまして、補正後の予算額を2億9,396万8,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第5号 平成28年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に210万円を追加し、総額を3,071万9,000円とするものでございます。

その内容ですが40ページをご覧いただきたいと思います。歳出では2款資本的支出、1項建設改良費、2目営農用水道事業費において瀬棚地区営農用水道配水管移設工事をお願いするものであります。

この財源といたしまして歳入において2款資本的収入、3項諸収入、1目雑収入、配水管移設補償費を追加し収支同額としております。

説明は以上であります。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第6号 せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に270万円を追加し、総額を5億6,745万1,000円とするものでございます。

その内容ですが、下水道経営戦略策定業務や北檜山区雨水管渠新設工事などであります。  
内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書44ページでございます。下段の歳出からご説明いたします。2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額270万円の追加でございます。13節の委託料では北檜山下水処理場改築更新業務の入札残の310万円について、翌年度計画の更新実施設計業務に充てるものでございます。次の下水道経営戦略策定業務については、現在、交付税措置されております下水道事業高資本対策の財源措置を来年度以降も受けるために、本年度中の計画策定が必要となるため、このたびの補正をお願いするものです。次に15節工事請負費では、北檜山区雨水管渠新設工事を実施するために補正をお願いするものでございます。1といたしましては北檜山区駅5号線、東ハイヤーの道路向いの町道の部分になってございます。延長にいたしまして10メートルとなっております。

次に上段に戻りまして歳入でございます。2款資本的収入、2項1目共に他会計出資金270万円の増は一般会計出資金であります。

以上歳入歳出それぞれに270万円を追加いたしまして、補正後の予算額を5億6,745万1,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第18 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第7号 平成28年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、国保病院におきま

して収益的収支では、給与費や医療外消耗備品の購入などであります。また資本的収支では医療機器の整備について補正をお願いするものであります。

内容につきましては病院事務局長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それでは議案書の50ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部から説明をさせていただきます。1款せたな町立病院費用、1項医業費用、1目給与費、補正予定額6,620万7,000円の増額でございます。1節給料、2節諸手当、5節法定福利費共に当初予算に見込んでおりませんでした医師2名及び看護師1名分の計3名の人件費でございます。2目材料費、3節医療消耗備品費、補正予算額10万7,000円の増でございますが、これはリクライニング車いすの購入費用でございます。3目経費、補正予定額98万4,000円、2節旅費交通費、23万4,000円は医師2名分の赴任旅費でございます。5節消耗備品費44万6,000円の主なものは、病棟用パソコン、プリンターの購入費用でございます。11節保険料は新規に購入いたしました患者送迎用車両の自賠責保険、任意保険の保険料でございます。15節手数料20万円は、看護師等の募集等に係る広告手数料でございます。続きまして3項特別損失、1目過年度損益修正損、補正予定額は46万円でございます。昨年破産しました日本ロジック協同組合の破産管財人より3月請分の電気料が新年度に入って請求されたために過年度損益修正損として処理させていただいたものでございます。

ページ戻りまして49ページをお開きください。これに対する収入でございます。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、1目入院収益を6,235万8,000円、2目外来収益を540万円それぞれ増額し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に52ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。下段支出では1款せたな町立国保病院資本的支出、1項建設改良費、2目有形固定資産取得費629万7,000円の増額でございます。内容はすべて1節機器備品購入費に係るもので、超音波画像診断装置エコーの更新購入と上部消化管内視鏡の購入、経鼻上部消化管内視鏡の購入の3点でございます。いずれも診断に欠かせない機器であることから購入したいと思っております。これに対する収入、上段でございます。1款せたな町立国保病院資本的収入、2項1目1節他会計出資金、医療機器等購入分としてルールに則り機器購入の2分の1である314万8,000円を増額いたします。今回収入に不足する314万9,000円は損益勘定留保資金にて補てんするものといたします。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）



○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第19、議案第8号 せたな町法務専門調査員の任用等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2の35ページでございます。本案は、せたな町法務専門調査員の任用等に関する条例についてであります。行政不服審査法の施行により審査請求の審理手続を行う審理員制度が導入され、新たに法務専門調査員を任用するため本条例を制定しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町法務専門調査員の任用等に関する条例についてご説明いたします。36ページでございます。ただ今提案理由にもございましたが、行政不服審査法につきましては昭和37年10月の施行から平成26年に全面的に改正されて公布の日から試算して2年を超えない範囲において政令で定める日から施行されるところとなっており、平成27年11月26日、政令第390号により平成28年4月1日から新しい制度が施行されております。今回の大きな改正内容といたしまして、従来の異議申し立て制度を廃止して審査請求に一元化され、審理員制度や審査会の諮問制度を導入して、審理手続の公正中立性を高めるものとなりました。町から裁決の公正性を諮問する審査会につきましては、ことしの3月定例会で議決をいただき、4月1日より檜山管内行政不服審査委員会を委員檜山管内7町と4組合で共同設置しております。行政不服審査法では、審査請求人である町民から請求を受ける審理員の任命を審査庁の職員及び審理員の能力を有する非職員も可能であるとしております。なお町においての審査庁は役場となりますことから審理員も審査案件に係らない役場職員となります。このことから町としては、審理手続の公正中立性を高める上から非職員であります法務専門調査員を任用し、審理員として任命する考えでおりますことから、この条例を提案するものでございます。

次に条例の内容でございます。第1条につきましては、当条例の趣旨、第2条では法務専門調査員の任用についてそれぞれ定めております。第3条では法務専門調査員の身分について地方公務員法に規定する特別職等定めております。第4条では法務専門調査員の報酬等の支給及び勤務

時間等について定めており、第5条では法務専門調査員の秘密を守る義務、第6条で委任についてそれぞれ定めております。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第20 議案第10号

○議長（菅原義幸君） 日程第20、議案第10号 せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案はせたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。行政不服審査法の施行により新たに法務専門調査員を任用するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

43ページの新旧対照表によりご説明いたします。今回の一部改正につきましては、ただ今議決をいただきました法務専門調査員の報酬についてでございます。表の右側であります改正前、区分中段下になるかと思えます。下線部、交通安全街頭指導員、月額報酬額6万6,000円の次に、表の左側であります改正後では区分、法務専門調査員、日額2万円を追加するものであります。なお附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第21 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、議案第11号 せたな町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案はせたな町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、まちの基本構想策定業務が撤廃されたことから、条文との整合性を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） それでは内容の説明をいたします。47ページの新旧対照表により説明させていただきます。第1条の条文の中で地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、の部分を削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終了しましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 同意第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第22、同意第1号 せたな町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

○議長(菅原義幸君) 本同意について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 同意第1号でございます。せたな町教育委員会委員の任命について、この度せたな町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は大串富美子、住所、久遠郡せたな町北檜山区北檜山112番地1、生年月日、昭和46年5月6日生まれ、45歳でございます。

経歴につきましては次の50ページに記載してございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから同意第1号の件を採決いたします。

この採決は、会議規則第81条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(菅原義幸君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に細川伸男議員、神田和浩議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(菅原義幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（菅原義幸君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

ただ今から投票を行います。1番席議員から順番に、議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

それでは1番席、細川議員から投票願います。

（投票）

○議長（菅原義幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

細川伸男議員、神田和浩議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（菅原義幸君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票。

有効投票のうち、賛成11票。

以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第1号 せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

### ◎日程第23 報告第1号及び日程第24 報告第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第23、報告第1号 平成27年度健全化判断比率の報告について、及び日程第24、報告第2号 平成27年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） その3の1ページからでございます。ただ今一括上程になりました報告第1号、平成27年度健全化判断比率の報告について、報告第2号、平成27年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など四つの指標、いわゆる健全化判断比率について、報告第2号は、同法第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

内容については財政課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案書その3の2ページでございます。平成27年度健全化判断比率でございます。例年国におきましては全国の数値確定が12月頃となります。それまでは速報値として取り扱われるものでございます。

表の説明を申し上げます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、前年度と同様に赤字が発生してございませんので比率はございません。実質公債費比率につきましては、地方債の返済額の割合を示したもので、資金繰りの程度を示すものでございます。これにつきましては過去3年間の平均値でございまして、平成27年度は9.4%で前年度に比べ0.9%改善してございます。将来負担比率につきましては、現時点で想定されます将来に支払わなければならない負債が標準財政規模65億7,531万9,000円と比較いたしまして、どの程度かを指標化したものでございまして、平成27年度は8.3%と前年度に比べ10.5%改善してございます。当町の健全化判断比率につきましては、いずれの比率も早期健全化基準をクリアしてございます。

3ページでございますが平成27年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書でございまして、総合意見といたしまして適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

続きまして6ページでございます。平成27年度公営企業資金不足比率について説明を申し上げます。この指標はそれぞれの特別会計の健全度がどの程度の水準であるかを表すため設けられている比率でございます。公営企業に係る法適用の病院事業、非適用の簡易水道事業から風力発電事業までの4事業に係る余剰金でございますが、まず病院事業会計では5億7,789万8,000円の余剰金となっております。続いて簡易水道事業特別会計で795万4,000円、公共下水道事業特別会計637万6,000円、漁業集落排水事業特別会計で10万9,000円、風力発電事業特別会計で5万1,000円の余剰金となりました。

次に資金不足比率でございますが、これも前年度と同様に、それぞれの会計において資金不足は発生してございませんので、資金不足比率はございません。

7ページから11ページの経営健全化審査意見書でございます。いずれの会計も総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件は、報告済みといたします。

◎日程第25 認定第1号ないし日程第35、認定第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第25、認定第1号、平成27年度せたな町一般会計歳入歳出決算から日程第35、認定第11号、せたな町病院事業会計決算までの11件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） ただ今一括上程になりました認定第1号から認定第11号までの平成27年度せたな町各会計の決算認定に係る提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付資料であります決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の12ページ、各会計別歳入歳出決算額総括書において、一般会計ほか9つの特別会計と病院事業会計について予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況を説明申し上げております。

この予算の執行に当たりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えておりますので、そのようにご理解の上、ご審議を賜り認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただ今議題としております11件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置の上、第3回定例会閉会後の継続審査とし、第4回定例会に審査結果を報告することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号まで11件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置の上、第3回定例会閉会後の継続審査とし、第4回定例会に審査結果を報告することに決定いたしました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時47分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、委員長に大野一男議員、副委員長に平澤等議員が互選された旨の報告がありました。

◎日程第36 意見書案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第36、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施

策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真柄克紀議員。

○8番（真柄克紀君） それでは林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を図る意見書の提出説明を行います。

内容につきましては林業・木材産業の成長産業化に向けた施策充実・強化を求める意見書、1 森林環境税、仮称等を早期に開設し森林の整備や木質バイオマスの有効利用など森林吸収源対策を推進すること。2 森林の多目的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実績を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実、強化すると。

以上、地方自治法第99条の規定により記載してある各関係機関に提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

#### ◎日程第37 意見書案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第37 意見書案第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○9番（平澤 等君） 意見書案第2号でございます。これは北檜山町農民連盟またせたな地区農政協議会の連名で要請があったものでございます。この件に関しましては、かつてない多くの議員に賛成議員になっていただいたことを厚くお礼申し上げます。

それでは朗読にて提案いたします。農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書、安倍政権は発足以来、経済政策のアベノミクス3本の矢の一つ



成長戦略に農業の成長産業化を位置付け、農業・農村の所得倍増、攻めの農業などと掲げて次々に改革を進めてきました。しかしその実態は競争と市場原理を強いる新自由主義であり、農業分野への効率優先、企業参入の促進など大企業への利益誘導を図る改革に他なりません。しかも、その進め方は、経済界で構成される産業競争力会議や規制改革会議による生産現場を置き去りにした官邸主導の構造改革の断行です。

一方、成長戦略の切り札と位置づけるTPPでは、参加国との合意受け入れ後、農政新時代と銘打ったTPP関連政策大綱を示し、交渉過程など十分な情報公開がなされないまま論議を国内対策にすり替えています。よって、農業・農村を崩壊させかねない農政改革に反対するとともに、TPPの拙速な国会承認を行われないよう下記のとおり要望いたします。

一つ生産現場を置き去りにした官邸主導の規制改革・効率優先の農政をあらため、食料自給率向上と農業・農村の多面的機能の発揮を図り、持続可能な農業生産と農村社会の維持を担う家族農業などを守り育てる基本政策を確立すること。2、TPP協定における農畜産物の市場アクセス内容は、新たな輸入枠の設定や関税削減などすべての品目で譲歩しており、重要5品目の聖域を守るとした国会決議に明らかに反していることから、国会承認は断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出し議員各位の賛同を求めます。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、意見書案第2号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。本定例会に附議されたすべての事件が終了するまで、本日の会議時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ご異議なしと認め、本日の会議時間は本定例会に附議されたすべての事件が終了するまで延長いたします。

#### ◎日程第38 意見書案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第38、意見書案第3号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○9番（平澤 等君） 意見書案第3号、先ほどと同じく農民連盟団体からの要請がございました。内容についても同じでございます。

指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書案でございます。北海道は全国の過半の生乳を生産しており、このうち乳製品向けが8割を占める中で、連携しながら国民に対し安全安心で良質な北海道産の牛乳、乳製品を安定的に供給する役割と責任を担っております。しかし近年は、主産地、北海道でも飼養農家や乳用牛頭数の減少が続くなど生産基盤の弱体化が危惧されています。今後、牛乳及び乳製品を安定的に供給していくためには、酪農家が安心して経営を続けられる政策支援などの環境整備が必要であります。指定団体の機能、役割を全く無視した規制改革会議の提言、答申は、安定的な生乳取引、流通と需給調整を混乱に陥れ、更には酪農経営そのものの根幹を揺るがす問題でありとても受け入れられないので、以下2点について要請いたします。

1 指定団体制度が果たしている基本的機能を的確に評価して国民理解を深め、引き続きその機能が十分に発揮できるよう制度の根幹を堅持し、安全安心な国産生乳の安定供給に資すること。

2 家族経営や農業生産法人など多様な酪農、畜産の経営安定と再生産確保を可能とする直接支払制度を確立するとともに、生産基盤の強化対策の拡充など酪農、畜産の持続的発展を図る施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

意見書案第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、意見書案第3号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第39 意見書案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第39、意見書案第4号 米政策改革の抜本的な見直しを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○4番(本多 浩君) 意見書案第4号、米政策改革の抜本的な見直しを求める意見書、下段、記をもって説明します。一つ国は食糧法に定める米穀の需給及び価格の安定の責務を遂行するため、豊凶を含む環境の変化に応じた需給調整対策に官民一体となり取り組むとともに、主導的役割を最大限に果たすこと。特に生産調整の円滑な推進に向け、生産数量目標達成のためのインセンティブ措置を継続すること。二つ国民の主食である米の再生産を確保し、それを担う中心的な稲作農家の経営安定を図る観点から生産現場で最も要望の多い主食用米の生産コストと販売価格の差額補てんする直接支払制度を導入すること。併せて水田農業の持続的発展に資するため、日本型直接支払制度の見直しと各種施策の拡充強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、意見書案第4号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

#### ◎日程第40 発議第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第40、発議第1号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

#### ◎閉議宣告

○議長(菅原義幸君) お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

したがって会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で平成28年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月8日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 本 多 浩

署 名 議 員 石 原 広 務